

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成24年12月12日)

〔予算常任委員会分科会〕

諸岡 覚委員長

おはようございます。ごめんなさい。私がちょっとおくれてしまいました。定刻になりましたので、都市・環境常任委員会並びに予算委員会分科会を開催をさせていただきます。

まずは、上下水道局からということになりますね。日程、きょう、あすということでございますけれども、円滑な質疑にご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

川村委員におかれましては、若干遅参されるとご報告をいただいておりますので、お知らせをいたします。

では、まず、部長の方から、ご挨拶をお願いいたします。

塚田上下水道事業管理者

事業管理者の塚田でございます。

きょうも、きのうまでの議場から、引き続きよろしくご審議願いたいと思います。きょうは、議案が5件ございます。まず、補正予算議案が3件ございまして、農業集落排水事業と下水道事業に関する減額補正でございます。これらの国からの交付金の減額に伴っての減額補正ということでございます。

それから、付託議案といたしまして2件ございます。これは、第2次一括法施行に伴いまして、法令がなくなった。その法令を補完するための条例制定ということで、下水に関することと水道に関すること、2件ございます。

その後、協議会で2件のご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたしたいと思います。

それでは、担当課長の方から早速、補正予算の議案の方を説明させていただいてよろしいでしょうか。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第3項 農地費中関係部分

議案第98号 平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第102号 平成24年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

諸岡 覚委員長

それでは、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第3項農地費中関係部分及び議案第98号平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第102号平成24年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算につきまして、一括して審議を進めてまいります。ご説明願います。

久志本経営企画課長

経営企画課長、久志本です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、議案第98号平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第102号平成24年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算について、お手元に配付させていただきました予算常任委員会資料にて一括して説明させていただきます。

まず、議案94号の四日市市一般会計補正予算（第5号）につきましては、一般会計の第6款農林水産業費、第3項農地費のうち農業集落排水事業特別会計の繰入金に当たりますので、農業集落排水事業の特別会計で繰入金として受け入れさせていただいておりますので、説明を省略させていただきます。

まず、1ページをごらんください。議案第98号四日市市農業集落排水事業特別会計予算（第1号）です。補正予算書は118ページからとなっております。国の農山漁村地域整備交付金の内示変更に伴い農業集落排水事業費負担金、農業集落排水事業費補助金及び農業水産業債並びに建設改良費を減額補正させていただくものです。また、前年度からの繰越金を増額補正するほか、繰入金を減額補正し、収支の均衡を図らせていただくものです。

1ページの第3款県支出金、農業集落排水事業費補助金の交付金の内示が61.25%の減により、1億9520万円の減額になりました。この減を受けて、2ページをごらんください。2ページの第1款の事業費、建設改良費の工事請負費が59.59%減で、3億9667万円の減額となりました。この建設改良費の減額に伴って、すいません、もう一度、1ページに戻っていただけますでしょうか。第1款の負担金、農業集落排水事業費負担金、これは地元

からの負担金で、工事請負費の5%とあるんですが、これが1983万3000円の減額になります。建設改良費の減額に伴って第7款の市債、農業水産業債も6230万円減額となります。

次に、前年度決算による剰余金が確定したことから、第5款の繰越金を1505万5000円増額することとし、特別会計の歳入歳出の均衡を図るため、第4款の繰入金、一般会計繰入金金が1509万2000円を減額させていただきます。

なお、これと同額を一般会計補正予算（第5号）第6款農林水産業費、第3款農地費のうち農業集落排水事業特別会計繰出金から減額させていただきます。

3ページの減額の事業一覧表をごらんください。まず、水沢東部地区の補助事業費については、ごらんのとおり、処理場の工事、管路工事、水道仮設復旧工事で3億4940万円、69.55%を減額するものです。和無田地区補助事業費については、管路工事、水道仮設復旧工事で4100万円、30.37%を減額するものです。また、補助事業費の減額に伴い単独の施設整備事業費について、いずれも管路工事と水道仮設復旧工事ですが、両地区で627万円、22.18%減額するものです。

なお、4、5ページの図面をごらんいただきたいと思いますけれども、減額の対象となる工事の施工箇所等については緑色で、平成24年度の施工見込み箇所等については赤で表示しておりますので、ごらんください。

続きまして、6ページをごらんください。議案102号平成24年度四日市下水道事業会計（第1回）補正予算です。第2条資本的収入及び支出関係ですが、国の社会資本整備交付金の内示変更等に伴い企業債及び国庫補助金並びに建設改良費を減額補正させていただくものです。

収入の第1款資本的収入、第4項国庫補助金の交付金内示が14.19%減により、5億7347万5000円を減額するものです。これを受けまして、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3項処理場築造費、第1節委託料を10億7416万円、36.80%減額するものです。

建設改良費の減額を受けて収入の第1款資本的収入、第1項企業債を4億5060万円、11.08%減額するものです。

7ページをごらんください。減額の対象事業は処理場築造費の日永浄化センター第4系統建設工事委託で、工事内容はごらんのとおりで、全額日本下水道事業団への委託分です。

8ページをごらんください。日永浄化センターの第4系統の建設工事全体計画図ですが、減額の対象となる工事の施工箇所につきましてはバックを赤に緑色の斜線を表示したとこ

ろになります。平成24年度の施工2カ所については赤で表示してありますので、ごらんください。

説明は以上です。

諸岡 党委員長

ありがとうございました。ご説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑に移ってまいります。ご質疑、ご意見ございます方は挙手の上ご発言ください。

三平一良委員

去年もそうやったんやけど、毎年大幅な減額修正になるんですが、去年、減額になったとき、来年度にプラスして予算組みをするというような話もあったと思うんですけど、これ、当初の予算の組み方がおかしいのと違うの。これは、国が減額補正をしたという話は聞かんのやけどさ。内示変更ということですけども、当初に内示があったものが変更になったわけ。

諸岡 党委員長

その辺、もう少し詳しくお願いします。

久志本経営企画課長

補助申請を上げさせていただいた金額に対して内示がありまして、その補助申請も推進計画等にあわせて出させていただいた金額に合わせて補助申請をいたしまして、それについて、内示がかなりの減額になってしまっております。

三平一良委員

違う、違う。その内示が減額になったということなんやけど、予算を組むときに申請するわけですわね。申請をするときは、内示はないわけ。

久志本経営企画課長

申請時点では、内示はないんですが、そういう形でいただきたいということで要望しております。

諸岡 党委員長

そうすると、要するに補助申請をした金額がそのまま100%補助してもらえらというふうに勝手に推測して予算を立てているということ。それで、結果として、途中で補助申請の何割かが減額されておりてくるので、それに合わせて減額補正をするということ。

久志本経営企画課長

過去においては、補助申請をほとんど満額いただいています、ここ何年か大幅なカットをされている現状があります。

三平一良委員

そうすると、その申請をしてからの活動というか、そういうものがないのと違うの、全然、国に対して。

諸岡 党委員長

どのような活動をされているか。

中村経営企画課課長補佐

今年度、事業費で6億円ほど国費で上げておったんですが、第1回の内示では、1億9800万円ほど、事業費ベースですが、想定されました。その後、県、それから国の方に要望しまして、プラス4900万円ほどふえて、今回の変更は減額変更というような形になっております。

諸岡 党委員長

三平委員のご質問は、どのような活動をされていたかというご質問ですので、具体的にどんな活動をされましたか。

中村経営企画課課長補佐

県農林部局の方に、県内の予算、各部局で上がってきた予算とか、その辺をいただけないかというようなことをアプローチをかけまして、増額ということではいただいています。

三平一良委員

そうすると、申請時点で申請の仕方の額が甘いと違うのかな。

中村経営企画課課長補佐

まず、1番に、要望には年2回あります。概算要望といいまして、事前にこれぐらいの金額をお願いしたいですと言って、次に、本要望という言い方をするんですが、そのときに初めて要望すると。極端な場合があれば、その概算要望時に県からお話があったりすることが今までです。さきに申しましたように、今まで過去3年以前は、それほど予算がカットされているというような経緯はなかったと思うんですが、ここ数年、カット率が非常に多くなっているというのが現状です。

以上です。

三平一良委員

そうすると、来年度はどんな数字で要望するんですか。減額になったものをプラスしてやるわけ。去年、ことしも減額になったものをプラスして要望しておるのやろな。

中村経営企画課課長補佐

今回、事業費というのは、水沢地区、和無田地区、こちらの地区を完了させようという意図で要望させていただいている経緯がございます。内示額、これほど下がってくると、事業として今後どのように考えていくかということが問題になってこようかと思うんですが、その中で、今、減額というのは来年度もあるというような情報をいただいております。こういう状況を踏まえて要望を、総合計画、実施計画の方の額として今回変更させていただいているということなんです。

三平一良委員

この事業自体、当初、何年から何年までという計画があるわけですね。それはおくれでいっとるわけやね。その当初の計画はいつ完了する予定やったんですか。

柴田下水建設課長

下水建設課長、柴田でございます。

現在、水沢東部地区と和無田地区、二つの場所で事業を進めておるところでございます。水沢東部地区につきましては、平成20年度から平成25年度の事業ということで事業をスタートして進めているところでございますけれども、現時点で平成26年度に完了したいという状況になってまいりました。

それから、和無田地区につきましては、平成21年度から平成26年度の事業ということで事業をスタートしまして、今のところ、平成26年度で当初のスケジュールどおり終わりたいということで、そういった事業スケジュールの中で事業を終わらせたいということで県の方に強く要望をしているところでございます。

説明は以上でございます。

三平一良委員

そうすると、その和無田はできるわけや、計画どおり。水沢の方はこの平成26年度に完了する予定と言うんやけど、こんな毎年毎年、減額補正やとできへんわな。そのところはどういうふうな県、国に対して話していくんかなというのは一つ、問題があると思うんですが。

伊藤技術部長

技術部長の伊藤です。

先ほど課長が申しましたように、確かに和無田は多分予定どおりできると思うんですが、水沢東部は1年おくれるということで、2年も3年もおくれるということは本当に地元の皆さんに迷惑をかけることになりますので、これからはしっかりと私どもの方から県に対して要望していくということで、何とか1年おくれて事業を完成させたいと思っております。

三平一良委員

はい。それぐらいにしておきます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。他にございますでしょうか。

塚田上下水道事業管理者

まず1点目として、予算の設定の仕方が甘いんじゃないかという苦言をいただきました。私どもが予算の設定をしておりますのは、当然単独費の投入金額は決まっておりますので、そういうところから、じゃ、交付金がこれだけ来たら、単独費はこれだけつけれるのでこういう事業を、これだけの事業ができると、そういう想定をしながら完成年度というのを決めております。以前は、こういった国や県に対しての予算要望時には、夏ごろにあわせて国とか、そこら辺へ補助金の交付をよろしくというような陳情活動というのはしてありました。

ところが、この3年ぐらいそういう要望活動というのができなくなったということで、私どもとしては、国に対してなかなかこういうふうに予算取りをお願いしたいという活動ができにくくなったというふうな一面ございます。

冒頭に経営企画課長が申したように、本当に減額になってきたのがこの二、三年なんです。それまではほとんど要望どおり、要望どおりに近い予算というのが国からついてきておりました。課長補佐が言いましたように、じゃ、要求額が大きいんじゃないか。それは予算の計画立てが悪いんじゃないかということにつながろうかと思いますが、概算要求というのをまずやっておりますので、概算要求のときに私どもの考えている予算を要求していくわけです。そのときに、じゃ、もう10億円落とせよとか、無理だからとか、そういう話があれば、当然本申請のときには落とすわけですが、そういうような返事もなしで概算要求のまま本要求していく。ふたをあけると、内示を見たところ、こういう形で減ってきておるということで、私どもとしては本当に予定どおりの事業ができていないということで、歯がゆい思いはしております。

そういう中で事業を取り戻すべく、減額された分は次年度、再来年度で挽回しようということで予算要求はやっておるわけですが、それがなかなかままにならず、先ほど説明したように、水沢東部に関しては、予定の完成年度が1年おくれると、こういうような結果になってきておりますので、三平委員ご懸念のように、じゃ、和無田もええんかと言われるとなかなか「うん」とまでは言えないような状況が今、続いていると。特にこの水沢東部は処理場の建設ということで、かなりまとまった金額が要ります。そういうことで1年おくれた。

ところが、まだ和無田の方は水道管の整備とか、処理場まで入っていませんので、何とか今の計画どおり進んでおると。これが処理場建設になったときに、その交付金のつき方

によっては、また完成年度の検討というのはせざるを得ないのかなと思っております。最近までこういうような状況でございます。

三平一良委員

塚田さんの話を聞いとると、政権交代が起こって、それ以降の要望がっていうように聞こえんねやけどさ。でも、民主党でも幹事長が要望を受け入れるというような話があって、そこへ行ったらという話があったわな。幹事長室で受け付けるというような。

塚田上下水道事業管理者

ただし、もう少し大きな全体的な要望ならそういうところへ持っていけるんでしょうけれども、1次自体に予算をよこせと、もっとよこしてくれと、そういう要望というのはなかなかしづらいというところがございます。

諸岡 覚委員長

三平委員ご指摘もありますが、近いうちにまた大きく変わると思いますので。

川村幸康委員

そうなると、その前までのときは、全体計画すると全体計画で枠取りしてくれておったん。今のを見ると、例えばこんなの単年度で終わらん事業計画やないですか。そうすると全体で概算を持っていくやないですか、最初に、始める前にね。その前は向こうも全体枠で見てくれておったんが、今回は出たところ勝負で単年度で枠をつくっておるの。そうすると、複数年にまたがるやつというのはほとんど今、地方は何もできやんということになるよね。その計画を立てれやんやん。どういう予算取りの仕組みが。

塚田上下水道事業管理者

全体事業費というのは当然全体認可の中でもらっておりますし、そのときに、ある程度こちらの考え方の完成年度というのも入れております。そういう中で年次割の事業費というのは出てくるわけでございますけれども、ですから、全体的なものは認めてもらっておりますが、その年次、年次の予算が当初計画どおりにはなかなかついてこないというような状況が続いているということです。

川村幸康委員

いや、だから、前までの仕組みやとそれがついておったんが、今、何でつかんのかなと思ってさ。要は全体計画で国の、県のお金もあって、四日市の事業計画でつくってますやんか。もっと言うと、総合計画は10年先まである程度、今回のローリングした結果、平成25年度までのローリングのあれを出しますやん。そうするとどういう、何がかなって、余りようわからんのやけどな、俺は。事業をしようと思うと全体計画ないとできやんのやで、国、県は当て込むわけやけど、特に単発で終わらんやつは。そうすると、もっと言うと、和無田や水沢の人らには、四日市市はどういう説明するんかなと思って。国がつけやんでという話だけで我慢せいという話なのか。多分全体計画を説明するときには、終了年度を言うて、つなぎ込みと、あの人らの個人で負担せなあかん部分の経費のお願いもしとるやないですか。そこらとの関係はどう考えるんかなと思うて。

塚田上下水道事業管理者

確かにその全体計画を出してるときにはそれで認めていただいておりますけれども、当然、国や県も中期財政計画というのはきちっと立ててはおるとは思うんですが、それがなかなか計画どおりならないという中で支出も抑えていくというような形になってきているのかなとは思っております。地元に対しては、当然当初計画のときに何年完成だと。年次事業はこうだから、年ごとの負担金というのはこれくらいくださいねという説明をして事業着手しておるわけですが、今回、水沢東部が1年おくれるという中で、当然地元に対して1年おくれますと。したがって、負担金の金額もこういうような形で変更になります。そういう説明をさせていただいて、地元にもご理解をさせていただいているということでございます。

川村幸康委員

最終的に多分困ってくるのは地元の人やと思うわな。市役所も困らへんし、県も困らへんし、国も困らんのやろ。一つは、多分三平さんが言う中には、現実と言うけども、私らがな、議員は言うけども、理想はそやけども、現実そんなにできやんのやという話で市役所があるとあかんということやと私は思うておるのやわ。市役所もそういう体質があるでさ。税収が入ってこんとできやんというあるけども、全体計画立てたんなら、それはある

程度認めておるわけで、枠で。それをやっぱりある程度は、きちっと約束事、計画事は守れという話がないと、どこもが無責任な税金を取っていくところの仕組みになってくでさ。そうすると、最初に私らが聞いとる方向性は、何年度で終わるとというのが地元の人も理解するわけやんか。これぐらいで終わってくれるんやという話やのに、今の話を聞くと結局とまったまんまで、でも、しゃあないや、お金ないでとみんなが言い出したら、それこそどこかで終わらんで、もう少しそれは、そうしたら、三平さんが言うように要望するなり、何なりするなり、少しは努力することも考えやんと、市役所自体がとまってしもうたらあかんのかなと思うんやけど、おかしい考え方やろか。俺は置くべきやと思うけどな。

塚田上下水道事業管理者

お話はよくわかるんです。今のお話ですと、我々は指をくわえて何もしてないというようなことで聞こえるんですけども。

川村幸康委員

そこまでは言ってない。

塚田上下水道事業管理者

そうじゃなくて、これ、一旦、農集は国から県へ交付金が入るんです。県から市の方へ割り振ってくると、そういうような金の流れなんです。ここ2年ですね、非常に大きな減額になって、皆さんに怒られておるのは。だから、そういうことがあって、私どもとしましては、県に対して常にどういうわけだと、もっとつかないのかと、こういうようなことは県に対して物を申しております。

例えば県の枠の中でほかの市町村が余った場合なんかは、優先的に四日市へくださいなということも言っておりますし、交付金の割り振り方といいますか、そういったものをもう1回見直してもらえないのか、こういうことも県に対して申し入れています。国から県におりてくる交付金というのは全部大枠で来ますので、農集以外にもいろいろあるわけです。そこら辺の配分の仕方も、これは県サイドでやるわけですけども、そういうところも含めてこの農集事業が当初の完成どおりに終われるような予算立てをしてくださいということとは毎年、三重県に対して要望なり、苦言を申しているということでございます。

川村幸康委員

だから、農林関係が結構大きいんやわな、不用額出るのも。補助整備で中野町の方では何億円が出たと思うんやけど、県からの補助金がありやんで、市の分を組んでおったんやけど、何年か前ね。農林関係のやつそういう国や県から来るのが結局つかなくてというのが多いと見ると、農林関係、下水道と農集やわね。農集関係には少し違う見方をしておかなあかんのかなと思うんやけど、結構県が農林関係だけは四日市に持ってくる配分が少ないような気もすんのやけどな、私はな。南の方につき過ぎておると違うかなと思うぐらいに、補助整備なんて5年計画でやって、3年間とめられたんやでな、多分、中野町の補助整備。だから、結構農林の補助の割合が県から四日市へのパイプが細いのかなと思うな、少しそこは。わからんけどな、それは。これはもう意見やけどさ。何かおかしいなと思って。

杉浦 貴委員

すいません。一つだけちょっとつまらん質問やけど、今言っているみたいな国から県に金が来ました。それで、総枠では予定どおりというか、総枠でも足りなくなっているという理解でええわけですね。だから、5年間に何ぼというのがあって、年ごとのお金を換算していくと結局、何や、半分しかあらへんやないかというような状態になっておるのか。いや、総枠ではきちんと来ていますと。その配分を県が四日市に冷たくしとるかどうかはちょっとようわからんけれど、そういう感じなのか。そこのところをちょっと聞きたいんですけど。

中村経営企画課課長補佐

詳しいデータは持ってありませんが、過去3年から県に聞いてみますと、前年度比の約8割ずつ動いていると。ですから、1、0.8、0.64という組み合わせで配算されているというのが今の農林の現状だというような状況です。概算で申しわけないです。

以上です。

杉浦 貴委員

そうすると、いつかゼロになるという話。

中村経営企画課課長補佐

いや、違う。

杉浦 貴委員

2割ずつ減っていくというような感じになんのやろ。そうするともう。

諸岡 覚委員長

それは他市町でも同様の傾向なんですか。

中村経営企画課課長補佐

県ですので、他市町でも同様の状況です。

諸岡 覚委員長

四日市だけということではないですね。

杉浦 貴委員

南高北低みたいな……。そんなことばかり言ってもしょうがないんやけど、バランスみたいなものを県の方にきちっと言っていただいて、年度ごとの不足分というのは四日市としてもきちっと把握できるので、その辺りも含めて市長にもお願いしたい。使えるところは使っていただいて、きちっと要望していただいて、おくれを取り戻していくような形でお願いしたいと思う。

塚田上下水道事業管理者

この農水事業に関しては、南北の格差という話も出ましたけども、ほとんどの市町、同じような減額の割合で行ったと思います。

杉浦委員の先ほどのご質問ですけども、国から県へおりてくる交付金というのは、農水とか、ほかにどういう事業があるんか詳しいことはわかりませんが、ほかの事業も一緒なんです。一緒くたで、交付金で一括でおりてくる。県がこの事業にその交付金をどれだけ割り振る、こっちは事業にはこれだけ割り振る、農集にはこれだけ割り振ると、それは県の考え方でできるわけですね。ですから、そういう中でほかの事業と比べて農水への減

額がどうなんだということから考えると、農集への減額が大きいのかなというふうには思っております。

杉浦 貴委員

県も市も、どこもお金が必要なので、県の割り方というか、一括でもらったやつをどこどこに割っていくというあたりのところに、先ほどから言っている、どうやって申請というか、お願いというかしたらいいのかよくわかりませんが、もう少しかっばらってでももらうような感じをお願いしたいなと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

川村幸康委員

前の県議会との話し合いで出したか。この間、やったやろ、四日市市と県会議員の。藤井議長がキャップか何かになって、県に要望出したやろ、県会議員に。そのときに出した。

三平一良委員

出してない。

川村幸康委員

そういうの出さなあかんのと違う。

三平一良委員

これ、金額結構でかい。

川村幸康委員

大きいよ。

三平一良委員

大きいでさ。ちょっとした金額とは違うので、影響大きいから。

川村幸康委員

あのときは、市としては何もしなかった。下水道にも政策推進部から。

塚田上下水道事業管理者

3市の県議会との懇親会の中では、上下水道局といたしましては、水道事業の経営が苦しいという中で、県水単価の引き下げは出しました。今回この農集に関する交付金の減額をもっとつけてくれというようなことは、ことしも出してはおりません。

川村幸康委員

できたら、毎年やっとするので出してください。お願いします。

諸岡 覚委員長

いずれにせよ、いろんな話、委員側からございますけれども、四日市市と三重県ともっと密な連携をとっていただき、場合によっては県会議員さん等もご協力をいただきながら、よりよい関係を構築していただけていますよう、委員会の総意として要望をしておきます。

他にございますでしょうか。

伊藤嗣也委員

簡潔で結構なんですけど、日永浄化センター第4系統の減額がございまして、本市においては、南海トラフの大きな地震が来たときに、第3系統がダウンする可能性が非常に高いと思います。したがって、第4系統と完成は急ぐべきだということに考えておるんですが、今回の減額でどれほどのダメージを受けるのか、おくれをとるのかお示しいただきたい。

柴田下水建設課長

下水建設課長、柴田です。

今回、減額補正をいたしましたけど、内容につきましては、コストの縮減、それから、入札によるもの、それから、事業費の年割調整でやったもので、全体事業費と最終年度につきましては、予定どおり完了させようということで今進めております。よろしく申し上げます。

伊藤嗣也委員

させようということで進めておるということは、もうほぼ大丈夫と理解してよろしいですか。それだけ。

柴田下水建設課長

終わることについては、現在のところ、全く問題ないものと考えております。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

川村幸康委員

全体通じてなんやけど、一遍出してほしいと思うておるのが、減額しますやん、これは予定どおり取ったと想定するやん。このときのマイナス効果はどのくらいあるのか。一遍出してほしいんさ。ようわからんのは、例えばこれ、完成しておれば、例えばおくれはどのくらいあるのというところな。それでこの日永浄化センターのこういうのが全部完成しておれば、価値生んどったものと、損という考え方はないのかなと、役所には。例えば完成が早ければ、その分だけ収入ふえるわけやろ、見方を変えるとな。役所の建物やで消えていかんもんでさ、1年おくれましたわって言う話やけど、1年早うできとれば1年入ってきた分があるんやとか、この補正のこれが予算がつかんなら、どれくらいの損失をつくるんかなんて思うと、減額補正は減額補正で、起こらんのやから、減額やで使わんだんやでええやないかという話で出してくるけれど、使うべき計画でやっとなら、これだけの価値かサービスか利益生んどったというのとの考え方は、そういうことも必要なのかなと思って。公共のぶつは消えていかんもんで。1年おくれたから、しゃあないなと思うけど。

諸岡 覚委員長

そういった物の考え方があるのかどうかわかりませんが、そういった物の考え方も確かに必要なのかなと思いますが、一度、そういった検討をしていただけますか。

塚田上下水道事業管理者

農集に限って言いますと、完成年度がおくれれば、それだけ市民の方が使用ができなく

なると。ただ、今の農集事業の会計を見ておきますと黒字じゃないんです。赤字なんですね。ですから、完成したところですよ。ですから、一般財源からは持ち出しという形でっております。ですから、いわば市に対して利益が出るというものではございません。ただし、そこで社会便益ということから考えるとどうなのかなというところがございます。

例えば農集じゃなしに、道路事業なんかで完成が10年おくれる。その10年間にその道路ができておれば、どれだけ経済活動ができたんだろうとか、そういうような形で出ると思うんですが、農集に関すると、これは社会便益といったって環境保全という形になるんで、そのあたりをどういうふうに金銭に換算してやっていくのかなというところは非常に難しいと思いますし、経営的には、農集というのは一般財源からも会計上持ち出しておりますので、利益は上がっていないということになるので、そのあたりをどういうふうに整理していくのかなというところはあろうかなと思います。

川村幸康委員

だから、数字にあらわして出すということよりも、おくれた分だけの、はっきり言うと、使用、利用する人から見たら、それだけ分、便益おくれるし、その人らに使用料か何か払うわけやん。採算に合うとか、合わないという部分のところを言い出すと、役所のことなんて採算に合うものってあらへんわけや。あるけども、ほとんどあらへんさ。道路をつくったって、何つくったって、税金でみんな取ったやつをつくるんやさ。そうしたら何が一番、時間軸が要るだけやろ。100年後に道路をつくりませといっぺ言う話よりも、5年なら5年で道路つくってくれた方がそのお金が生きるわけやろ、投資に対して、集めた金に対してさ。だから、私はそういうことを言うておるのさ。だから、それこそ何か、役所の考え方で悪いのは、銭使うても、下水管にしる、処理場にしろ、消えていかんもんで、累積の赤字とか、スピード感を持ってやったら、それだけ分プラスという物の考え方が薄いなと思うとんでさ。

だから、塚田さん、よう映画行くやろうけど、映画行っておもろないの見て、でも、我慢して銭払うたって、3時間座っておるのか、これ、おもろないで出てくるのかによって考え方が違うやん。おもろないの嫌々3時間見て損をして、銭も損するのか、もう2000円はほうったと思うてやな、次の3時間、生きたのに使うのかによって全然違うやろ、時間軸で。

だから、わしから見ると、減額補正をしてくることによるおくれというのは絶対にある

わけやで。そのおくれという損はどう考えるかということがないと、役所の中に。お金使わんで怒られる必要ないという考え方になると、税金も集めやんでええし、事業もせんでもええという話になるわけやでさ。やっぱり全体計画の計画で進めていくのに対して誤差が生じた場合の損失という見方を少しはせんと、今の発想でいくと、指くわえて見るとは全然思わへんけども、国や県からの配分で悪かったですわという話やと、市役所の職員の仕事としては当事者意識が少し少なくなるんと違うかなと思うわな。国や県には逆らえやんやで、しゃあないやんかという話はな。だけど、そこは全体計画でつくって、枠も国から認めさせたんやで、どうやるということがあってもええのかなって気はすんのやけどな。時間の軸でな。

塚田上下水道事業管理者

多分その年次ごとの事業のおくれというのは、余り影響が出てこないのかなと。要は肝心なところは、完成年度がおくれた場合どうなんだというところだと思います。川村委員おっしゃるように、我々がやっている仕事は、せんでもいい仕事やと思っておりません。ぜひ必要な仕事ということでこの事業を推進しておりますので、農集の事業にしましても、市民の方は非常に衛生面でもよくなりますし、自然環境にとっても非常にいいということで推進しておりますので、どうでもいいということはないんです。ですから、そういう面で考えたときに、要は完成年度がおくれると、どれだけの損失というのが金額で出るのかどうかはわかりませんが、何らかの損失はあると思います。それは私もそういうふうに思います。ですから、そのあたりを市民の方々にわかってもらえる表現方法はどうしたらいいんだというところは研究させていただきたいと思います。

川村幸康委員

そうすると、そのお金をつけておったんをこっちに使おうとか、何かの方向性も、私が出るような気もするのやわな、お金の使い方としてな。計画のあり方としてさ。そうやって考えてほしいなと思うな。

以上です。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

伊藤修一委員

単純な話ですが、国と県からお金が入ってくるのがもう少なかったもので、事業ができなかったということで、市が当初使うお金を結局使わなんだ結果になるわけですから、今回、減額してしまった市の使わなかったお金、債権とか、企業債とか、借金じゃなくて、現ナマの方、現金の方、そのお金は、この減額した後はプールするのか、どうするのか。その使い道はどうなるんやろか。単純な話やけど。

川村幸康委員

今わしが言うたことや。その方向性は出るんや。

久志本経営企画課長

一般会計の方も財政経営部の方で減額補正しておりますので、最終的に農集で言いますと、1509万2000円は資金としては残りますので、それがどういう使い方をされるか。例えば財政調整基金に持っていくか、ちょっとそこら辺は財政経営部の判断になると思いますけども、確かに1500万円分は財源が浮いてくると思います。

伊藤修一委員

その金額は、本来は上下水道局が担保しておったお金やもんで、やっぱり真水で生きた金に使っていくのが本来のあれやで、もう財政経営部に渡してしまったら、結局大きなタンクの中でわからなくなってしまっていくんと違うやろか。

久志本経営企画課長

農集側から見ればそうなるんですが、市全体と見た場合につきましては、例えば以前だったら、これは2月補正させていただいていたんです。それだと完全にそのお金が生きないんですけど、今回、全庁的にもう11月補正で減額するという方針でやらせていただいておりますので、ある意味この減額補正することによって1500万円が早く財政経営部へ戻りますので、その使い道がまたどういう使い方をされるかわからないけど、以前よりは使い道があると思う。

伊藤修一委員

それをきちっと担保すべきと違うかという話で、決算のときにも言うたんやけど、年度末で不用額で残していったって、もう終わりですら流してしまうのか。早く減額補正かけて、生きた金で再度それをメンテナンスせねばならないような形じゃないけど、リニューアルして年度内に使っていくというのも、生きたお金、生きた水として真水を使っていくというのは大事なとこと違うかと。だから、この1900万円とか、このお金、この使い方というのは財政経営部に任すんじゃないかと、上下水道局としての考え方が持つらんとあかんの違うやろか。

塚田上下水道事業管理者

伊藤委員のおっしゃることは、非常に私どもにとってはありがたいご意見と思っております。ただ、この農集で余った1500万円の減額分を同じ生活排水事業という形で公共下水道事業の方へ持っていくというのは、ちょっと会計上難しいところがあると思うんです。

この農集の単費を、じゃ、どこへ突っ込んでおるのかということなんですが、これは交付金でやっていく管路工事でございます。その先っちょは、いろんな規定がございまして、国で認めてもらえない部分というのがあるわけです。そこへ使うためのお金なんですわ。だから、交付金が減らされて、そこへたどり着けなくなったわけですので、どうしても使いどころがないんですね、農集だけでやっていくと。ですから、その農集のお金が余ったから、公共下水へ持っていったっていいよというような会計操作ができるなら、全部可能だと思うんですが、農集の範囲の中では非常に難しいというところがございます。

伊藤修一委員

そのところが上下水道局の、いわゆる考え方で、結局財政経営部と調整していかなくちゃ、永久にひものついた金は一旦戻したら、もうわからなくなってしまふというふうに、ひもつきのお金だから使えないというルールで固定されてしまふわけだから、逆に言えば、もっと大きな水道、上下水道局全体のそういうふうなお金にかえられるかどうかというのは、やはり一度、財政経営部とはそういう話し合いもあってもええんじゃないかなと。せっかく粹取りしたお金だから、たまたまそういうふうなことで返さなあかん事業、事態があったというのはやむを得ないかわからないけれども、その部分のお金は上下水道局全体のそういう事業の推進に充てさせてもらおうということもあってもいいんじゃないかなとは

思うので、一度、そういう調整なり、話し合いなり、検討はしてもらった方が、いろんな事業は、待っとる人とか、いろんなことを要望しとる人はいっぱいおると思うんやけどね。そういう部分での対応は、財政経営部と話し合いの機会は持ってほしいなと思うんやけど、どうですかね。

塚田上下水道事業管理者

財政経営部と話はさせていただきます。ただ、もう一つ、考えてみますと、例えば道路とか河川でも同じなんですけど、国補事業費が減ってきた場合、その裏負担の市単独費、じゃ、これはどうするんだというところありますね。それを河川で単独事業に回せるかというところがありますので、この議論というのは上下水道局だけじゃなしに、市全体の国補事業に対して減額補正が出てきた場合の市単独費の扱いをどうするんだと、そういうような議論になるのかなと思います。

伊藤修一委員

委員会でこういうふうな話も出たことだから、ぜひまた委員長の方で取り扱いをまたご協議いただけたらいいかなと思います。

以上です。

諸岡 覚委員長

今、伊藤修一委員からお話をいただきました件でございますけれども、恐らく委員の皆様方も同様の意見かと思えます。今回、委員会からこのような意見が出ましたので、今後、これを一つの課題としていただきまして、検討していただきますように要望をしておきます。

他に。

川村幸康委員

だから、結局、塚田さんの話を聞いとると、もうそれしかないんやという見方をしとるけど、それだけじゃないという方向で一遍考えるということも必要なんと違うんかなと思うけどな。昔は結構つけたら、ついてきとったはずなんやで、そうなかったんがさ、ずっとどこ見ても国、県がつかんと不用額が減額補正せなあかんようなことになってきとるん

やで、そうしたら、それに対しては、今までは財政経営部に戻すということしかなかったんを、どうするかという考え方は、逆に財政経営部に上下水道局の方が申し入れていくということをしんとあかんのかなと思うんやけどな。そうやったで、そうってなったらもう変わらへんでさ。そこらが少し考え方を変えてほしいなと思うんやけどな。これはもう要望で。

杉浦 貴委員

一つだけ、ごめんなさい。これもつまらんことやけど、今回、これ、日永のところでは10億円、あれね、しますと。これ、企業債4億5000万円発行しますと。通常、このままストレートにこの予算が認められるとなったら、この企業債というのはいつごろ発行するんですか。資金調達はいつするのと。今回は10億円も減額になったので、調達はしてないんやろうけれども、そのタイミングというのか、お金を借りるタイミング、支払いの日が決まったら、それに合わせてやっているのか。そのタイミングがずれたりすると、借りちゃったけど、お金が余ってくるというような、そんなばかなことはないやろなというような、ちょっとタイミングがずれると金のやりとりが非常におかしなことにならへんのかというのがちょっと思っていて、それの中の一番あれが企業債とか、そういう借り入れの部分を、借りちゃったけども、予定が減ってしまって、全額もうなしになるのか、半分になるのかというようなことというのは起こり得ないのか。

久志本経営企画課長

4億5060万円減らした残りの36億1660万円につきましては、3月末に借り入れを行いますので、先に借りていて返すということはありません。

杉浦 貴委員

そうすると、その最終でやるから大丈夫ですというのはわかるけども、その間というのは、本来なら払うべきものを後ろへずらしている人なんかもあるんやろうから、そこら辺の経済的な負担というか、金利部分になってくるんやろうけど、そんなものというのはもう一切関係なく、最終か何かでぼーんと払うというような感じになるのか。

久志本経営企画課長

はい。最終になります。

諸岡 覚委員長

どこから現ナマを出しておるのか。

久志本経営企画課長

手持ち現金がありますので、それで。もし多少資金がショート、今してないんですけど、しても、一借というのをやりまして、借りるまでの一借をして資金ショートしないようにします。今起こっていませんけど。

杉浦 貴委員

そういう話やと、それは物すごくええかげんな話で、4億5000万円要りますと。それをいつ借りるんだということで財務経営部の方は考えているわけ。ところが、今の話やと、現ナマで払うてって、お金が足らんようになったら一借で借りるんですわという話になると、4億5000万円、いつ借りるだの、どうというのは関係がないことになってしまう。足りない中でやっていって、最終なんかは、残っているやつをみんな借りたら収支合いましたねというような話に聞こえるので、そこら辺はちょっとルールが違う。

久志本経営企画課長

当初は満額で3月。企業債が4億5000万円減りますけども、その分で歳出の方も減っておりますので、資金的には十分回る。

杉浦 貴委員

そんなこと言うてない。

川村幸康委員

ちゃんとやっておるのやろ。

杉浦 貴委員

いや、ちゃんとやっと思っと思って、今聞いているわけやんで。

川村幸康委員

ちゃんとやるとると言えばいいのに。何かちゃんとやったらんそんな言い方でするねん。

杉浦 貴委員

何か話としては。

諸岡 覚委員長

管理者、要点整理してご説明いただけますか。

塚田上下水道事業管理者

すいません。今、内部留保金というのはどこの企業でも持つとと思いますが、そういうお金を私どもは持っております。毎年毎年の事業と支払いは大体予測がつきますので、内部留保金で支払いができるかどうか、こういった判断はもう当初にします。

今のところはそれで現金が回っていくということになっておりますので、3月の末で起債を借りるといような形になってきます。それが順繰りに回っていくという形になっております。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

杉浦 貴委員

もうこの辺でやめておきます。きちっとやってくださいということだけお願いします。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしというお声もいただきましたので、質疑を終結いたします。

念のためにお聞きしますが、討論ございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認めます。

採決に移ります。

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分及び議案第98号平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第102号平成24年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算につきまして、一括して採決を行います。

本件を可決とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分、議案第98号 平成24年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第102号 平成24年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

ここで休憩をとらせていただきます。再開、11時10分といたします。

10:59 休憩

〔常任委員会〕

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、再開をいたします。

ここからは付託議案に入ってまいります。

議案第111号 四日市市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の制定について

議案第112号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について

諸岡 覚委員長

議案第111号四日市市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の制定について及び議案第112号四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について、一括して議題といたします。

説明を求めます。

矢田施設課長

施設課長の矢田でございます。

都市・環境常任委員会資料に基づきまして、ご説明の方をさせていただきます。

まず、議案第111号四日市市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

委員会資料の1ページをごらんください。まず、制定の経緯についてでございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、地方公共団体に対して権限の移譲や義務づけの見直し、条例制定権の拡大を柱とする地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 第2次一括法でございますが施行されまして、下水道法が改正されました。この改正法におきまして、公共下水道、流域下水道、都市下水路の構造の技術上の基準及び終末処理場、都市下水路の維持管理に関する基準について、下水道法施行令で定める要件を参酌して条例を定めようとする

るものでございます。

2ページをごらんください。条例案の制定について参酌した法律等の条項及び内容を記載しておりまして、下水道法第7条第2項、第21条第2項、第28条第2項では、公共下水道管理者または都市下水路管理者である地方公共団体が条例で定めることと規定しております。

1ページの方へちょっと戻っていただきたいと思えます。2の制定内容でございます。(1)では、公共下水道の技術上の基準として、1点目、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、2点目といたしまして、排水施設の構造の技術上の基準、3点目といたしまして、処理施設の構造の技術上の基準を定めようとしております。

(2)では、終末処理場の維持管理方法について定めています。また、(3)では、都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準について定めておりまして、構造につきましては公共下水道の基準を準用することといたしております。

それから、3ページから8ページにつきましては、下水道法施行令の関係条項と条例案の対照表でございます。

備考欄では、施行令をそのまま引用した条項や施行令で該当しない条項等に関する説明を記載しております。順に簡単に説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページをごらんください。条例案第4条では、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準について定めておりまして、施行令をそのまま規定していません。

4ページの条例案第5条では排水施設の構造の技術上の基準について規定しておりますが、施行令第5条の9第6号の雨水流域下水道につきましては、本市に該当しないことから規定をしておりません。

次に、5ページの条例案第6条でございますが、処理施設の構造の技術上の基準について定めておりまして、施行令をそのまま規定をしておるという形でございます。

6ページの条例案第8条では終末処理場の維持管理について定めておりまして、施行令をそのまま規定しております。

7ページの条例案第9条では都市下水路の構造の技術上の基準について定めておりまして、これも施行令をそのまま規定をしておるという形でございます。

条例案第10条では都市下水路の維持管理の技術上の基準について規定をしておりますが、施行令第18条の第2号の洗浄ゲート等の施設については、本市では設置をしておらず、ま

た、将来的にも設置する予定もないことから規定をしておりません。

最後になりますが、本会でご審議をいただきます条例案の施行期日につきましては、平成25年4月1日を予定しております。

以上、議案第111号の説明でございます。

諸岡 覚委員長

続けて112号、お願いいたします。

出口水道建設課長

水道建設課長の出口でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、議案第112号四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、9ページをごらんください。1の条例制定の経緯でございますが、先ほども施設課長の方から説明しましたとおりでございます。第2次一括法の施行に伴い、水道法（以下「法」といいます。）が一部改正され、水道事業者が地方公共団体である場合には、これまでの法、水道法施行令（以下「政令」といいます。）及び水道法施行規則（以下「省令」といいます。）で定められていました基準の一部について、政令等で定める要件を参酌して条例で定めようとするものでございます。

10ページでは、条例案の制定について、参酌しました法律等の条項及び内容を記し、本市の基準としましたことをあらわしておるものでございます。

9ページに戻っていただきたいと思えます。

次に、2の制定内容でございますが、（1）で監督者を配置しなければならない水道の工事について説明しています。これは、水道がお客様の健康にかかわる重要な施設でありますことから、水道の布設工事のうち、監督者を配置しなければならない工事の詳細を水道施設の新設、1日最大給水量等の変更に係る工事、沈殿池等の新設、増設または大規模の改造に係る工事としております。

次に、（2）の水道布設工事監督者の資格についてですが、ここでは、水道の布設工事の監督者は、学校教育法による学校における土木工学科、またはこれに相当する課程の履修経歴と水道に関する技術上の実務経験との総合判断によるものとしております。

（3）では、水道の管理のために配置する水道技術管理者の資格についてでございます。

水道技術者には、必要な基礎教育と水道に関する技術上の実務経験との総合判断によるものとしております。

以上、説明してきました制定の内容ですが、これらは法、政令、省令で定める基準と同じ基準としています。11ページには、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について一覧に、表であらわしております。表中の一例を示しますと、例えば1の水道布設工事監督者の資格では、上段の大学、土木工学科において衛生工学または水道工学を修めた卒業生で、水道技術の実務経験2年以上、大学の土木工学科の卒業生で、前記以外の者で水道技術の実務経験3年以上を有する者が資格基準を満たしているというものでございます。

また、2の水道技術管理者の資格では、1の水道布設工事監督者の資格基準を満たす者のほか、表中の資格を満たす者がなれるとしております。

12ページ以降では、条例案の基準対照表をあらわしております。左の2列が今回の条例で定めようとしております内容を水道法施行令及び水道法施行規則等を抜粋しております。また、3列目には、今回上程しました条例の案文を記載しております。

最後の備考欄には、法・政令・省令の基準を参酌し、市の基準として条例規定した旨と、旧大学令による大学等の記述には該当がないため、条例案文で規定しなかったことを説明しております。

最後に、都市・環境委員会でご審議願います条例案の施行期日ではありますが、平成25年4月1日を考えております。

以上が条例案の制定についての説明でございます。よろしく願いいたします。

諸岡 覚委員長

ご説明はお聞き及びのとおりでございます。

次に移ってまいります。

ご質疑ある方、お願いいたします。

これは簡単に言えば、国が今までやっていたことを権限移譲で各市におりてきて、今まで条例がなかったので、国の法律をそのまま条例に当てはめたという説明でよろしいわけですね。

川村幸康委員

11ページで監督者の資格基準なんやけどさ、高等学校・中等教育学校というのは、中学校でいいんやろ、これ。これ、どういう。

矢田施設課長

中高一貫の学校がございます。ただ、こういうところでは、今現在では、土木工学という部類はございませんが、今後出てくる可能性がございますので、条例から落とすというのは無理があるかなということで、今回、条例の制定の中へ組み込まさせていただきました。

川村幸康委員

これ、今後、中学校でも土木科が出てくると言うてつくったということですか。中学校で土木科ってないなと思うとったもんで。考えられへんし、来ると言うても、ないのかなと思うて。

矢田施設課長

今回、資格基準を決めさせていただいた中では、国の法律に基づいて準拠させていただいておるわけですが、この中等教育というところも法律の中にございますので、確かに委員おっしゃられるように、今のところ、そういうところの学科が創設されとるわけではございませんが、今後創設されたときにそのまま準用できると。

諸岡 覚委員長

要するに法律にはないけれど、私学等でそういうことがあり得る可能性はあるということで、それを包括しているということですね。

矢田施設課長

そうです。

川村幸康委員

いやいや、教育基本法では書いてないやろ、土木科を教えよというのは、義務教育の中では。できれば中学校を出た後、土木の技士か何かの免許を特別に取りに行った者とする

んやと、それを上の高校に入るのかなと、普通に思うたのでな、俺は。

諸岡 覚委員長

川村委員、教育基本法においては、最低限これだけ教えなさいというのがあるんですが、私学においては、プラスアルファでほかのことも教えていいことになっているんで、可能性の問題としては、確かに私学ではそれを教えることは可能と言えれば可能なんで、今後そういう学校はあり得ると言えればあり得るといことだと思えます。

川村幸康委員

そうすると、中学校でその資格って取れないやろ、15歳で。18歳やろ、多分土木の卒業の資格の取れる年齢が。違うけ。

諸岡 覚委員長

資格は多分そうですね。

矢田施設課長

中高一貫ですので、その年齢に達すれば、その辺が満たせるのかなと私は思っておるんですが。

川村幸康委員

これは多分、高校にならんと資格の年齢を満たさんのと違うの。15歳でわかるんだと思うやけどな。

出口水道建設課長

中学校と高等学校を一括して教育しとるところが中等教育になりますので、その高校という部類になってくれば、当然そういうところはできかねるかなと思っております。

川村幸康委員

多分な。俺、これのもとを見ておったんやけど、旧中等学校令とかいうて昭和18年のやつやろ、この中等というのは多分もともと。だから、今の現実の学校教育の中では、委員

長、言われるけど、ありえやんと思うとるんだわ、俺は。旧制中学校か何かのことかなと思うて。だから、もし参酌なんやけども、現実に使っていく中で、四日市に当てはめて解釈すると、高校かなと思うんが普通かなと思うと、条例もそんな国から来たでと言ってあれじゃなくて、四日市がわかるなら、四日市の参酌でいいのかなと思うと、旧の中学校令の中学校においての土木科またはこれを卒業するとなっておるけど、そういう発想やろ、多分これは。違うの。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

川村幸康委員

そんなもめることと違うと思う。

矢田施設課長

中等教育学校の内容でございますけれども、義務教育として行われる普通教育、前期中等教育並びに高度な普通教育、これは後期中等教育といいますが、この上の専門教育を一貫として施すことを目的としております。

諸岡 覚委員長

ちょっと中等教育学校の定義、具体的にイメージがわからないんです。中等教育学校というのは、どういう学校のことを言うんですか。

矢田施設課長

それを先ほどちょっと言わせていただいたんですが、義務教育として行われる普通教育、この部分と高度な普通教育、後期中等教育と呼んでおるわけですが、及びこれの専門教育を一貫として施すことを目的としておる中高一貫ということでございます。

諸岡 覚委員長

中高一貫校のことを中等教育学校というんですか。

矢田施設課長

はい。

諸岡 覚委員長

例えば四日市でいうと、暁さんなんか、海星さんとか、そういうところを中等教育学校というんですね。

矢田施設課長

はい。

諸岡 覚委員長

そうすると、あそこ6年生を卒業した子も、高卒ではなく、中等学校卒になるんですか。あそこ卒業した子供たちというのは、高卒資格ではなく、中等教育学校卒という資格になるんですか。お願いします。

堀木施設課課長補佐

施設課の堀木と申します。お願いいたします。

中等教育学校と申しますのは、平成10年6月に学校教育法が改正になりまして、新たに定められた学校種ということで、先ほど水道建設課長が申し上げましたように、中学校の部分を中学校の部分と、それから高校の部分と一緒にあわせて専門教育を行っていこうという目的でつくられた学校であるそうなんです。

先ほど言われました、例えば四日市にあります暁高校さんなんかは中高一貫校という形で昔からございまして、そちらを卒業された方には高校卒業という形になりまして、これは新しい学校種ということの取り扱いという形になってございます。

諸岡 覚委員長

そういう学校は、今の説明だと、中等教育学校は四日市市内にはまだ存在していないという認識でよろしいですね。

堀木施設課課長補佐

ございません。今、調べさせていただいた限りでは、国立系で、東京都にあります東京大学の附属であったりとか、東京学芸大の附属、あるいは奈良県、兵庫県。公立では北海道、宮城、茨城、群馬、東京都、神奈川、新潟とありまして、三重県にはまだこの種の学校は誕生しておりません。

諸岡 覚委員長

そういう今ある東京何とか大学の附属校とかだと、実際に土木の勉強をしている学校も存在しているということなんですね。

堀木施設課課長補佐

はい。今現状、できて間もないものですから、そこは今、基本的には普通教育課程ということで、普通科の教育を勉強しておられるそうなんですけど、その中に専門課程を勉強させてもいいよという決まりがあるらしくて、将来は、先ほどお話しさせていただきましたように、土木関係の学科も創設される可能性があるということで、それで条例の方には制定をさせていただきたいということで載せさせていただいております。

以上です。

川村幸康委員

よろしいわ、もう別に。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

川村幸康委員

一般で見たときに、中等学校と高校が一緒の扱いなんやなと思ったら、表を見るとね。

諸岡 覚委員長

私ら素人で、この中等教育学校イコール中学というイメージだけど、中学とは根本的に違うものなんですね。中学校とは違うものなんですね。

堀木施設課課長補佐

はい。中学校とは違います。

川村幸康委員

別に反対するものではないけども、国のあれを従って、四日市の条例案をつくるんやで少しは、丸々丸写しせんと、四日市に照らし合わせた条例をつくったらええのになと思っただけ。むやみに反対するものではないよ。そやけど、現実ないもん書く必要ないかなと俺は思うだけでな。知恵がないなと思って。

塚田上下水道事業管理者

確かに川村委員のおっしゃることはよくわかります。ただ、今回、余り検討する時間もなかったということで、法令のままそれを条例へ持ってきたということでございます。ただ、これから、これは施行していく中でいろいろなふぐあいとか、そういうものが出てくれば当然条例改正をしていきたいと考えております。

これは非常にそういう面ではプラスになったかなと。法令のままですと、なかなか法令改正というわけにいきませんので、これからは四日市に合った条例に徐々に変わっていくんだろうと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

諸岡 覚委員長

まずは国の法律をコピーしてきたけれども、これでスタートはするけれども、今後、四日市の状況に合わせて臨機応変に変えていく可能性はあるということによろしいですね。

他にございますでしょうか。

伊藤嗣也委員

簡潔で結構ですが、この条例、下水ですけど、全国一律の基準を十分参酌して条例を定めると。結局これを見るとほとんど国と一緒になんですけど、例えばトンネルの事故がありましたね、崩落事故。あれ、道路公団のコンクリはJISよりも厳しい条件でつくっておる特別なやつなんです。だけど、ああなったと。これ、耐久性とか、頑固なもの、丈夫なものをつくっていく中で、四日市としてそんなことも検討してはどうかなと思うんですわ。要はどのような材料、つまり、例えば生コンでもいいですわ、一例で。あれを踏まえて何

か考えられたのかなということ。

諸岡 覚委員長

お願いします。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。

先ほど委員ご指摘の新しい材料。あと、それと新しい工法といいますか、処理方式とか、そういうものも想定を今後されます。そういうものにつきましては、今、情報を取り入れて、適宜必要に応じて条例改正が必要ということになれば適宜改正をして、それに対応してまいりたいと考えております。

伊藤嗣也委員

例えば生コンだけにしておきますが、四日市とか近くでJISよりも丈夫な生コンもつくれる技術を持ったところがありますんで、ぜひ一度、ご検討してみてください。

以上です。

川村幸康委員

土木科卒やで。今、土木科という名前はなくなって、名前が変わっておるけど、それに準じるの、これ。例えば想定すると、四中工とか、工業高校で。

諸岡 覚委員長

お願いします。

矢田施設課長

委員おっしゃられるとおりです。土木科というのは適用しますので、四中工とかは該当します。

川村幸康委員

そうじゃなくてな、名前が変わってますやん。

諸岡 党委員長

土木何とか科とか。

川村幸康委員

都市工学とか、環境何とかとか、二つぐらいに分かれておるのやわ。そうすると、それを含むんかどうなのかというのは想定してないで、これ、土木科と書いてあったら、もう四中工は土木科はないんやわ。

諸岡 党委員長

書き方としては、土木科及びそれに準ずる学科という程度にしておいた方がいいんじゃないかということなんですね。

川村幸康委員

書いてもらわんとあかんのかなと思うとるんやけどな。

諸岡 党委員長

土木科以外は認めやんという書き方だから。

矢田施設課長

今回の条例の中にも、もしくはこれに相当する課程においてということは入っていますので、委員おっしゃられるところはその辺で包含できるかなと思います。

川村幸康委員

多分四中工の土木やったら、二つに分かれたんやと二つとも入るということ。システム工学か何か、都市工学ともう一個、何かあったやろ。二つあるんや。わからへんな。一つになったんや、多分また。二つになって、もう一遍、一つになったんやわ。だから、準ずるとなるんやけど、解釈によっては違うやろで、少し想定できる範囲内で等やけど、機械科はええのか、加工科はええのかとかさ、ようわからん話なるで、一遍そこはきちっと見て、考えておいてもらえたらなと思って。

諸岡 覚委員長

相当するというのは、相当するかどうかの基準というのはまた何か別にある。それとも四日市独自に判断してええものなんですか、相当するかどうかは。何か細則があって、基準に照らし合わせて相当するかどうかを判断するのか、四日市が独自に相当するかどうか勝手に判断するのか。相当する基準というのはあるのか、ないのか。

川村幸康委員

例えば四中工の土木卒業すると、何かの技士の1級か何かの免許証と一緒にやん、四中工卒業すると、卒業証書は。

諸岡 覚委員長

そうなの。

川村幸康委員

そうなんさ。

諸岡 覚委員長

試験なく。

川村幸康委員

もうそういう勉強してくるで。やと思うんやわ、一応意味合いはね。そやろ、柴田さん、間違いないやろ。

柴田下水建設課長

はい。

川村幸康委員

そんで、そうやと思うもんで、そこからすると土木という今あれが少しもう変化してきて、名前も変えてやってきとるで、現実の教育現場に対応すると土木技士がもらえるよう

なものなんか、よう土木科やと多分土木技士もらえらと思うとったけど、今は。私もそこは知らんのやわ。都市工学を卒業すると土木技士がもらえるのか、別の資格がもらえるのかというのはようわからんもんで、そこはどうなっておるのかなと思うて。もめるで後でまた、そこはきちんと一遍見てやらんと。どんなことになつとるのか。私らの卒業した20年前はそうやったで、土木技士か何かのあれがもらえたで。

諸岡 覚委員長

そのあたり、ご説明お願いします。

伊藤技術部長

技術部長の伊藤です。

土木工学ということでずっと前はそういう名前でしたけど、私の学校も社会開発工学とか、名前も変わって、また、今、土木工学という名前に戻ったんですけど、土木工学の中に修める科目がありますね。例えば土質工学であるとか、高等力学であるとか、水利工学であるとか、その辺がちゃんと履修されていれば問題ないと思いますわ。中身ですね、名前と違って。

川村幸康委員

中身やな。わかりました。

諸岡 覚委員長

他にございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしの声をいただきました。

質疑を終結いたします。

討論ございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしと認めます。

採決に移ってまいります。

議案第111号四日市市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の制定について及び議案第112号四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について、本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、本件は可決することに決しました。

[以上の経過により、議案第111号 四日市市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の制定について、議案第112号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

11 : 37 休憩

13 : 24 再開

[予算常任委員会分科会]

諸岡 覚委員長

それでは、再開をいたします。

ここからは環境部所管の議案に移ってまいります。

まず、環境部長、一言ご挨拶をお願いいたします。

田中環境部長

こんにちは。お世話になります。今回、環境部でございますが、補正予算につきまして、3点ほど内容がございます。それと条例改正ということで、分権一括法の関係で1件とい

うことでございます。順次ご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保険衛生費中関係部分

第2項 清掃費中関係部分

諸岡 覚委員長

まず、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保険衛生費中関係部分及び第2項清掃費中関係部分について、ご説明をお願いいたします。

市川次長兼環境保全課長

環境保全課の市川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、予算常任委員会資料一般会計補正予算（第5号）環境部、これをお願いいたします。まず1ページをお願いいたします。中小企業新エネルギー導入等の促進事業の補助金でございます。当初予算5500万円ございました。そこへ足しまして、今回、補正予算としまして3450万円の補正をお願いしたいと思っております。補正後の予算につきましては、8950万円になることでございます。

それから、すいません。ちょっとお手元の資料で11月の補正予算参考資料というのがあれば、ちょっとこれをお願いしたいと思います。このような資料でございます。ちょっとコピーしたものを持って……。

（「何ページですか」と呼ぶ者あり。）

市川次長兼環境保全課長

18ページをお願いいたします。

（「この分厚いのですか」と呼ぶ者あり。）

市川次長兼環境保全課長

ええ、ちょっと分厚い方。

川村幸康委員

補正予算参考資料やて。

市川次長兼環境保全課長

11月補正予算参考資料というものでございます。その18ページを、済みません、お願いいたします。

諸岡 覚委員長

続けてください。

市川次長兼環境保全課長

よろしいでしょうか。

諸岡 覚委員長

はい。

市川次長兼環境保全課長

中小企業エネルギー等の促進事業費補助金でございます。目的としましては、低炭素社会の実現に向けまして、中小企業さんから排出されるCO₂を削減するというために、新エネとか、省エネへ補助をするというものでございます。今年度でございますが、太陽光発電の買い取り制度が7月から始まったということによりまして、応募件数が昨年度32件に対しまして、今年度60件。補助の対象の事業費としまして1億4000万円ほどの応募がございました。

そこで、今年度につきまして、60件に対して補助件数19件の補助ということでございますので、今回、補正をお願いするものでございます。

内容としましては、補助対象事業としては省エネ診断、それから、新エネルギー等の設備の導入、省エネルギー設備の更新というものでございます。

補正予算案につきましては、先ほど申し上げました3450万円でございますが、これは、全部、一般財源でございます。

環境保全課の方からは以上でございます。

須藤次長兼生活環境課長

生活環境課の須藤でございます。

続きまして、補正予算の方を説明させていただきます。

引き続き補正予算の参考資料の方、19ページでございますが、保健衛生費の方で北大谷斎場の管理運営費の補正をお願いするものでございます。台風17号の被害によりまして、北大谷斎場の北側ののり面が一部崩れておる、西側でございますが、崩れたということで、この19ページの方の写真はちょっと不鮮明でございますので、カラーの資料をお送りさせていただいておりますが、西側の方ののり面が一部亀裂が入って、崩落というところまでは至っておりませんが、少しずっておるという状況でございます。

現在、シートを張って仮養生してございますが、補正をいただいて、内容といたしましては、張りブロックをして復旧させるという予定でございますが、600万円の補正予算をお願いしているところでございます。被害の方と申しますか、下の方に住宅地も迫っておりますが、影響は出てございません。今後も影響出ないように復旧させたいと考えてございます。

それから、20ページでございます。埋立処分場の管理運営費の方でございますが、こちらの方は、9月8日の早朝に落雷が近辺にございまして、その過電流が埋立処分場の方に流れたということで、計量器の方が故障しました。幸い休みの日でございましたので仮復旧してございますが、その後、部品等の交換で既決予算の中で修繕いたしておりますが、この分につきましては、399万円ということで補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑を受けたいと思います。ご質疑ございます方、ご発言ください。

伊藤嗣也委員

中小企業のエネルギーの促進の補助金についてですが、省エネの診断というのがありますが、これは例えば診断だけして、導入しない場合も補助の対象になるのかが1点と、省エネの設備への更新ですけど、例えば具体的に照明設備とか、空調設備等とありますが、現状がこういう数値がこうなるとか、そういうわかりやすい、要はこれだけよくなるから補助対象なんだということと、あとは検証ですね。例えば診断したら、結果をちゃんと役所の方に出さず。交換してもそうですね。その辺についてはどうなんでしょうか。

市川次長兼環境保全課長

まず省エネ診断でございます。伊藤嗣也委員おっしゃったように、省エネ診断だけで効果が出れば、それでオーケーですので、それだけでも補助をさせていただきます。

それから、もう一点。例えば省エネ設備の更新というところでございますが、例えば省エネ診断等で省エネが認められる場合、事業費当たりCO₂の排出量で0.1g削減がされる場合、そういう条件で補助をさせていただいております。当然省エネの効果というんでしょうか、CO₂の削減が見られる場合ということで条件としております。1円当たり0.1g以上CO₂が削減されるということでございます。

伊藤嗣也委員

1円当たりCO₂が削減、その辺の計算とか、その辺は、誰がされて、どう検証されるんでしょう。

それから、診断だけでオーケーと、わからんわけではないんですが、診断してもらうのに結構お金が要るから、市が診断だけでもしておくということで、その次のステップまでないんですね。診断結果を見て、市として促進を図るための補助金ですね。その辺はどうなんですか。もう一度。

市川次長兼環境保全課長

例えば診断についてですが、例えば診断で、空調設備がかなり今のは省エネが進んでおるんですね。それにかえたら、例えばこれだけ電気でも使用料が減りますという診断が出て、事業者の方がかえようという意思がございましたら、それに対してこの補助制度で3分の1。事業費として30万円以上かかる場合、3分の1の補助をさせていただく。だから、

省エネ診断して施設をかえるという場合はセットで補助をさせていただきます。

諸岡 覚委員長
よろしいですか。

伊藤嗣也委員
換算ですね。要は省エネの補助のそれはどこが行うんですか。

市川次長兼環境保全課長
その省エネ診断していただくときに、どれだけ電気料が減るかということから、計算式で1kw当たりどれだけというのはCO₂削減でも出ますので、その計算式で出していただいています。

伊藤嗣也委員
そうしますと、設備を導入されたり、更新された場合は、例えば見積もりか発注かわかりませんが、それとかは、ちゃんとかようなかえましたよという資料はきちんと添付されてきてから補助するということよろしいですか。

市川次長兼環境保全課長
そういうことで、補助申請の段階で、こういう診断結果が、今回の省エネ設備の導入について、例えばCO₂の削減が電気の使用料でい겠습니까。電気使用料で、これだけ電気使用料が減りますというのを添付して、こういう施設にかえますと申請いただければ、それに対して補助をするということでございます。

伊藤嗣也委員
前に、前の段階で補助して、あとは検証しないと。

市川次長兼環境保全課長
その後については、これは平成22年度から始めましたので、来年度にも一応アンケートをとって、どの程度進んでおるかというのを検証していきたいと考えております。

伊藤嗣也委員

いえいえ、個々の案件について、事前に書面での提出で補助するわけですね。実際にその機器を入れたのかどうかとか、本当にそのような効果があらわれとるのかという検証はどうやってされるんですか。

市川次長兼環境保全課長

機器を入れたかどうかというのは、当然領収書等、その辺を提出をしていただきます。

検証につきましては、まだ具体的に立ち入りしてというところはしておりませんので、来年度あたりそのアンケート等でもとって、具体的にどの程度の削減、省エネ効果が出たかというのをアンケートしようと思っております。

伊藤嗣也委員

これで終わりますが、要は、60件ですね、マックスで。ですから、これをどんどんこれから進めていくのであれば、見に行っちゃんと行政がチェックして、こういう効果があるんだ、あったんだというのを検証して、次のステップにつなげていっていただかないといけないと思いますので、ぜひそうしてください。

市川次長兼環境保全課長

わかりました。そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

平成22年度からスタート、全体の計画は何件ぐらいなの、これ。

市川次長兼環境保全課長

これ、件数じゃなくて、金額でいって、5500万円の件数でいっておりますので、今年度、60件応募がございましたけれども、19件で補助金の額が5500万円に達したということで

ざいます。

川村幸康委員

そうすると、これ、もっと来とったら、もっと出すということ。一応聞きたいのは、平成22、23、24年度、3年目やる。そうすると、全体として、市はどれだけの計画を持っていたの。何社ぐらいでどれだけしようとかさ。それでなきゃ予算要求できへんやん。何年間やるのか。補助金やでな。

もう一つ言うと、各家庭もあるやろ、これ。それから大型の方の。これ、法改正によってか。補助金、何も無いんか。そこらも含めて全体にどうなっておる。

市川次長兼環境保全課長

5500万円、中小企業については、とりあえず総合計画の方で補助金として5500万円で3カ年ということで上げさせていただいております。

それから、法改正といいますと、電気の買い取り料金がこれまで事業者については二十何円だったと思います。それが42円に上がったということで、かなり太陽光、新エネについての設置が促進されておるということでございます。

それで今年度かなり応募者数が多くなったということでございます。金額ベースでございますので、件数については何件というところまでございませませんが、ほぼ20件ぐらいかなと、5500万円ということぐらいの感じでございます。

川村幸康委員

だから、平成22年度の何件、平成23年度の何件、平成24年度の何件、3カ年で、今年度で終了なんやな。終了やもんで余分に、5500万円超えても認めたということでええの、この補正は。

市川次長兼環境保全課長

総合計画では、平成23年度から平成24、25年度で5500万円で上げてございます。

川村幸康委員

平成23、24、25年度の3カ年って、あなた、平成22年度からスタートしよったやん。

市川次長兼環境保全課長

総合計画の方ではその3カ年で上げさせていただいておりますが、この事業自体は中小企業向けの新エネ等、これについては平成22年度から始まっております。ちょっと平成22年度の資料を今から配らせていただきます。

川村幸康委員

だから、要は、四日市市で何件ぐらい中小企業で目安をつけておったん。何件で。つけてへんか。5500万円という総合計画でも、ざくっとした予算どりはしたんやろうけども、原課では何件ぐらい応募があるやろということで多分進んでおるんやろ、これ。金額で進めるべきもの。ようわからんのやけど。

市川次長兼環境保全課長

太陽光とか、あとボイラーとか、空調等がございますので、大体5500万円の補助について、5500万円について20件ぐらい、平均するとなるんかなというぐらいの感じで要求した、件数としては。

川村幸康委員

だから、市川さん、細かいこと言うとの違ってさ、大体この補助金を出すんやと、補助金やわな。例えばこれやと、50万円ぐらいを30件やと補助するわけやろ、50万円ぐらいを。50万円に対してもっと使うとるわけやろ、中小企業者は。補助金やでさ。50万円だけで何かするということと違うやんか。それで大体どれぐらいの全体でその5500万円、総合計画3カ年なら3カ年でどれぐらいのCO₂削減するとどんなのというのが行政として持つとるわけやろ。それが今回、件数でまだ3400万円ばか要るということは、補正予算で。どういう理由づけなんやということやさ。言うてきた分だけ手挙げて認めてるんかという話と、どういうことなんやということやさ。補助金って結構枠あるやん。言われっ放しで、全部、何件でも手挙げてきたら、出すってわけいかへんやろ。だから、そこで聞いておるんさ、考え方を。

もう1年あるわけやろ、年度で言うと。来年度の予算は5500万円より膨らませなあかん話なんかさ。でも、多分2月か3月で終わるやろ、買い取りが、42円が。それ売ると、ど

うすんのやという考え方を聞いておきたいということやさ。

諸岡 覚委員長

お答えできますか。

市川次長兼環境保全課長

まずCO₂についてなんですが、中小企業については、およそ1年間で400.....、ちょっと待ってください。CO₂につきましては、およそ300kgぐらい、ごめんなさい、300...
...。すいません。およそ1年間で400 t ぐらい中小企業のこの5500万円で削減される予定でございます。私ども、買い取り計画の方で、平成32年度までの10年間で家庭用と中小企業合わせて6000 t、1年間で6000 t 削減できるまで持っていきたいということで考えておりました、それに向かって家庭用プラス中小企業を補助していきたいということで、当面3カ年については5500万円で、1年間で400 t ぐらいの削減量で行きたいということで考えました。

川村幸康委員

私が言うとするのは、多分四日市市の削減目標って決めてあったやんか。それに向かって多分市は着々と計画を立ててやっておると思う、予算立てもな。そうすると、家庭用ののが多かっても、切ったやん、もうだめですと個人は、もう早いもの勝ちですよ。今回、この場合の中小企業の新エネルギーの場合には切らんわけやん。言うてきた分ずつ出しておるわけやん、来た分だけ。という考え方なんかと聞いとるんやな。

市川次長兼環境保全課長

家庭については、例えば今年度できますと400件で、抽選でございます。早い順でございます。抽選で。

それから、中小企業についても抽選でございます。一応1カ月間の募集期間を設けまして、その間に今年度ですと60件来ましたので、その中から抽選をして、補助額が5500万円になるまで補助させていただいて、それが19件であったということでございます。

川村幸康委員

だから、俺が聞いとるのは、32件に対して60件と倍増したんやろ、応募者件数が。だけども、これで補助する件数は19件なんやろ。切ったわけやろ、これで。

市川次長兼環境保全課長

はい。

川村幸康委員

だけども、切ったやったら、その枠からはみ出やんのかなと思うとるもんで、なぜこの補正やるのかと思っただけやに。違うの。俺の見方が間違えとるの。当初予算があったやろ、これ。当初予算があって、去年、説明も余りようわからんのやわ。去年は、応募が32件あったと。今回、60件応募が来た。補助したんはこの60件のうちの19件をくじかなんかで引いたわけやろ。19件に補助金をつけるのに、当初予算でつけたらええん違うのと思うのに、何でふやしたんと思って、わからんだよ、そこが。

市川次長兼環境保全課長

60件で当初予算で5500万円の補助枠で補助させていただいて、その19件で補助枠が5500万円に達したということでございまして、ただ、昨今、太陽光の買い取り価格でしょうか、それで新エネの導入がかなり活発であるということで、5500万円の枠を超えて、あとはまだ3450万円の補助枠でさらに新エネ等設置を促進していきたいということで。

川村幸康委員

設置は悪ないの。応募も多かったというのもわかっておるの。3450万円つけていく考え方はどこから来たんやと聞くの。前やと抽選でして、あかんだったところははじいておったやん。もう予算の枠が超えましたと蹴っとったやん。今回は予算の枠を超えておるのやったら、補正をすること。前、俺が補正せいさと言ったら、いや、当初予算の枠からもう出しませんと言ったのに、今回は。だから、そこの考え方がうんと違うてさ。説明したら、こんなの否決やで。

諸岡 覚委員長

その補正予算を出す正当性というか、考え方がどういう経緯で変わったのかという部分

についてお願いします。

田中環境部長

ちょっとこれ、平成22年度からということで、数字を申しますと、平成22年度は13件の応募があって、採用したのが11件、それから平成23年度が32件中の30件と、それが今年度は60分の19ということでございます。ですから、確かにそういった今の新エネの促進という意味で、文字どおり促進する意味では、この予算を補正でもしてというご意見もございましたけれども、今申しましたように、ほぼ応募件数に近い採用件数であったと。ところが、ことしは60件に対して19件であるということが1点。

それと、買い取り価格ですね。これが今、川村委員がおっしゃられましたけども、来年の3月までという中で非常に駆け込みといいますか、駆け込み需要と申しますか、そういった気運が非常にある中で、財源的に許されるものなら、この機に補正をしてでも導入を一気に促進したい。4月以降がどうなるか非常に不透明な部分がある中で、そういったことで、今回につきましては補正でぜひお願いしたいということで相なった次第でございます。

川村幸康委員

であるならば、60件全部見たらええやん。だから、考え方が中途半端に感じとんや。見るなら60件見ろさ。というのが平等なやり方やと思うの、俺はな。そこで、今までは全部却下してきとるのや。2件やろうが、前は大きいやつだと、大口で3000万円、4000万円のソーラーの口なんかでも却下しとるわけや。もう1件、先来たでといって、もう1件は行けやんだわけや。そんなところが結構ある中で、わかっておるのは、わしが、2月から3月で終わるんやろ、この一番おいしい42円というのが。それを外したら、多分この促進利用はないはずやん。そしたら、応募してきたところぐらいは全部認めてやってもええという考え方があってもええんかなと思うよな。もう再来年からはあらへんねん、こんな。というぐらいの思いだよな。多分42円ってもうないと思うで、そうせんは。逆に四日市が精査というのをやらのやったら、乗ったってもええぐらいやろ。知れとるやん、設定見たら。四日市の削減目標とするCO₂の削減に、来年以降はこんなのでなかなか計算できへんやんか、家庭含めても。それから見ると、この60件というのはまたいやん、ある意味な。さっきも400t、だったら実績どれだけやと、確実に減とるのは把握しとるわけやん。

これ、60件したら、前の2年間分とよう似た分の効果はあるわけやろ。そこが考え方かなと思ったで、もしするんなら、19件と言わずに60件にしたいよ、俺は。取り返しつかへんでな。これはもう時間の感覚やわ。

諸岡 覚委員長

ごめんなさい。ちょっともう一回、説明いただきたいんですけども、ことし60分の19なんですね。この補正が通ると何件ぐらいになると言われましたっけ。

市川次長兼環境保全課長

今年度60件、補助額にして、補償金の額ベースにして1億4000万円の申請がございました。ちょっと頭割りであれなんですけど、60件で割ると1件当たり大体230万円、補助金ベースで申請ございます。

そこで、今回、おっしゃるように、60件、残り41件なんですかね。そこまでというあれもあるんですが、ただ、ちょっと私どもが補正を出すのは11月定例月議会ということですので、残りが期間が短いということで、一応1件当たり230万円に対して15件分ぐらいでしょうか、それだけちょっと補助ができないかということで今回の補助金3450万円です。

諸岡 覚委員長

そうすると60分の三十四、五件になるということですね、トータルで。

市川次長兼環境保全課長

そういうことです。はい。

川村幸康委員

そうすると、私の考え方やけど、埋もれてまう30件を殺さんと、生かす方向で考えたらどうやと言うんやさ。さっき上下水道局でも大分お金、返しとったぞ。銭はないことあらへんぞ、財政経営部に折衝したら。通年議会やしいつでも開けんのやで、そんなこと言わんと、そうした方がええのと違うんか。

それは何でかという理由づけは、もう2月か3月で買い取り相場の条件の42円というのが変わるということが一つの大きな理由やし、それは四日市ではどうしようもないことや

ん。それなら、国のそういう買い取り制度のあれが残っとる間は、四日市の企業にそういう活用できる方向を四日市の裁量でできる話やん。そやろう。効率的に使う予算やなと思うので、もしよければ、これはそういう観点で補正予算を、俺らからするんでなくて、あなたらからもう一遍、補正予算を出すやわ、60件分。

それでないと、考え方が、当初予算の枠で言うたら、もうこんで5500万円のうちの枠で終わっておったんを3400万円ばっかまた使うというんなら、そこの仕分けの仕方を、あんたらの感覚やろ。60分の19ではあじないで、あともう10件ばかりふやしたる、十二、三件ふやして30件で、そんなのと違うて、それなら、今度はもう公平感を持って買い取り制度までの駆け込み需要もあるということを見たら、財政経営部に投げかけて、これだけ分の補助は全部出すという考え方にならんとあかんのと違う。

諸岡 党委員長

最初のご説明のところ、これまでは大体毎年、申し込みと支給とが大体一緒ぐらいの数字でそろっていたけど、ことしは余りにも少なかったのという説明がありましたけれども、その説明に基づいて考えると、60分の19、60分の三十四、五にしたところで全然届かんわけですね。そうすると問題の解決には全くなってないわけですね。私自身は正直、今、川村委員が言うように60件全部というんではなくて、19件なら19件でもいいんじゃないかと個人的には思うんだけど、考え方として余りにも中途半端なんですね。ことしは金額がこれだけだから、もう19件でとめますよというなら、それはそれでええし。

川村幸康委員

わかるの。それもわかる、それなら。

諸岡 党委員長

川村委員のおっしゃるとおりに、例年のようにほぼ全員に当たるように一気にふやします。だから、補正をこれだけ欲しいというんだったら、それもわかるんですけども、とりあえず何かはもうちょっとだけ足しておこうかという発想がよくわからないということなんです。

いかがですか、その辺は。今、川村委員からは、もう少し増額して出し直したらどうだというご意見もありますけれども。

田中環境部長

今の委員長の意見、それから、その前の川村委員の意見、もっともといいますが、そういう考え方は大いにあり得ると思います。ただ、その中で1点、まだこれは確かに今のは後期ということは申しました。というか、来年度もこれ、私ども、推進計画では続けていきたいとなっておりますし、件数なんかも、今の世情、動向を見て、また金額等もこれで要求はさせていただき、予算として要求していくわけですが、そんな中で、確かに中途半端というようなご意見もございましたけども、私ども、そもそもこの補助金の趣旨が全ての導入に対して確かに助成、支援できるというのがある意味理想ではございますが、役所の導入支援という意味では、少しでもインセンティブといいますが、そういう働きかけをするということで、今回、確かに応募者の方につきましては全て認めるような予算を用意しましたというのが一番いいんかもわかりませんが、そうしますと、じゃ、ある意味そこで、うちが今60件ぐらいだろうという予想を立てますと、またまたそれで70件、80件なるなんていうことだって例えば考えられますし、やはり導入するとなれば、私どもやっぱり一定の制約というのはどうしても、制約という言葉がいいのかわかりませんが、やっぱり今現状の中で可能な限りといえますのはこういった、結局、今の60件中の……。

諸岡 覚委員長

いや、その制約というのに合わせた結果が19件だったでしょう。19件見て、やっぱりその制約はやめたで、もう少しふやそうとしているから、そこが中途半端だというんですよ。

市川次長兼環境保全課長

それがですから、これまでの動向で、今、過去2年間の件数から見たらこれぐらいであろうということで見たんですが、それが買い取り制度の今回の42円という価格によって、思いのほか申請件数がふえたと。確かにそれは、だから、私どもの想定外ということでございます。そんな中で、今申しましたように、それは全件補助がつけられるような予算を用意するのが理想的ではございますが、その中で一定の制約と申しますか、限度を設けさせていただきました。ただ、それにつきましては、あくまでも導入に向けての動機づけということでございますから、今回、来年7月以降じゃなくて、この機にそういった動機づけという意味で一定の上乗せといえますか、それをしたいということでございます。

川村幸康委員

だから、田中さん、議案は出したで、全部、そのまま通さなあかんという考え方を持たんでええんや。今までそういう視点がなかったんやさ、多分。財政経営部との折衝なり、環境部なんかでな。私らよりも、田中さんらの方がプロなんやで、知識もよう知っとって。基本的に来年以降はなかなか少ないというのは予見できるやろ、わしらよりも。買い取りの42円がなくなりゃ、そんなに導入したって、やろうと思うようなインセンティブはないわけやさ。それよりも42円の間やりたいということで、余計に駆け込み需要というのは誰でも人間の心理やさ。それが60件まで来たわけや。そこは把握したいわけや、現状認識を。そのときに、委員長言うみたいに、19件であじないで、だから、30件という数字の根拠をあんたらは3450万円から示せたらええぜ。示せへんやんか。ないもん。大体やで。感覚というか、適当なんやさ、これはな。適当なら適当で、適当にも説明つかきゃいいけど、これはつかんわ、極端なこと言うたら。もうそれなら初めから、委員長言われるように、5500万円の当初予算計画どおりで19件で終えておくなら、俺はその考え方もええと思うとるんや。初めから枠決めてましたと、事前に。どれだけ来たってもこうでしたと。

今回の場合、60件来たんやろ。それに対して枠はどういうような財政経営部に予算取りでしたかというたときに、全然説明のつかん話の3450万円やもんで、それなら考え方を、これ、来たやつぐらいは全部とろうと思いましたがという話なら、それでもええんやさ。ほんで、70件、80件にはならんと思うよ。もう締め切ったんやろ、60件で。違うの。今も受け付け中なん。そんなばかなことはないやろう。閉まらへんやないか。

諸岡 覚委員長

部長、締め切りはいつですか。

田中環境部長

まず、今回の当初の予算の5500万円について応募、募集をかけました。それが60件でございました。ですから、漏れが41件あったということです。

今回、仮の予算を求めいただきまして、募集するとなれば、当然それ以外、前の申請...
...

諸岡 覚委員長

第2次の募集をするということで、そうすると、1回切られた41件は、1回さらに戻して、新規でもう一回、募集し直すということですか。

田中環境部長

そういう趣旨でございます。

川村幸康委員

そうすると、また考え方は違うやんか、それなら。そのもう一遍、3450万円という根拠、わからんわ、ますます。もう蹴ったやつが41件あるとわかっておるのやったら、41件分ぐらい間に合わすぐらいで大体前まで来ておったわけやろ。行ってええと違うの。

それと、俺が言うとするのは背景やね、その後ろにある考え方の根拠になる。買い取り制度が2月ぐらいで終わるといふなら、それがその件数のところに補正予算組んで間に合うようにしたるわけやろ、これ。申請さえ出しときゃ間に合うはずなんやな、やらんでも、2月か何かで。間に合わんの。俺、聞いとるのは2月で申請までしておきゃ間に合うと聞いとるんやけどな、手続を。

市川次長兼環境保全課長

時期でございますが、3月末まで設置できれば現在の買い取り価格でございますして、一応太陽光をつけるのには国の方の申請が要りまして、それが1カ月、それから設備の設置に半月ぐらいということで、1カ月半あればできるということで、今年度で間に合うということで考えております。

川村幸康委員

そうやってわかっておるんやったら、もう断ったやつも含めて、これ、補助金、補正でもないやん。新規の事業やない、これなら。そやろう。新しい募集かけるのやから。全然違うやん、そんなの考え方が。俺が思うておったんやで、あふれた41件に対して足らんで、補助で増額するという考え方。もう一遍、そうしたら募集かけるんや。それなら全然また違うな、説明が。どっちなん。

市川次長兼環境保全課長

部長が申しましたように、また新たに募集をかけるということでございます。

川村幸康委員

それ、だけど、法務的にええんか、補正予算でこんなの出してくるの。当初予算に事業ないことを、もう一旦終わった事業の続中小企業新エネルギー補助金を出してくるのってありなんか。

諸岡 覚委員長

一般的な感覚で言うと、募集したけど、足らなかったんで2次募集するというのはよく聞く話なんだけれども、1回目募集して、もう満員になったのに、また2次募集というのは、余り聞かんケースであるかなとは正直思うんですが、その辺の考え方というのは。

川村幸康委員

総務部やら、財政経営部とどうやって打ち合わせしたん。財政かて、こんなの思うてないで、足らんだ分だけ出すんやなと思うとんで。また新しい事業でやるとは思わないで、こんなの。

市川次長兼環境保全課長

一応財政経営部のほうも打ち合わせについては、再度募集して補助するというところで話をさせていただきました。

川村幸康委員

再度募集やったら新規事業やん。妙やで。

諸岡 覚委員長

ちょっとそこの論点整理したいんですけども、これは新規事業に当たるんです。私、正直、川村委員のおっしゃることはわかるんだけれども、厳密に言うと、そこはどうなんですか。新規事業に当たるのか、継続事業に当たるのか、きちっと説明できます、根拠持って。

市川次長兼環境保全課長

ちょっと1点あれなんですけど、補助事業としては中小向けの新エネルギーの導入ということでございまして、それも平成24年度の事業でございますので、枠をふやして新たにまた募集するというところでございますので、新規じゃなくて、今年度の事業かなと私は思っております。

川村幸康委員

新規に参入できる人があって、一旦は満タンになって蹴って、もう一遍リセットして、もう一遍やるわけやろ。例えば私が思うとるのは、あと新規やなしで、あとの省いた41件の中でやるんならわかる話やけど、補正予算で。もう一遍、募集しますわと言ったら、全く、また違うやん。今年度の事業には違いないに。けど、一旦、その前の事業はもう終わるわけやん。当初予算の事業は完成するわけや。19件で完成したという考え方なんや。新たにもう一遍、打ち出すということなんやろ。ほたら、もうそれで予見できておるのは、41件おるわけや。41件分は出さなあかんの違うん。考え方やに。前までは最初に枠どりしとったけど、今回の場合は足らんという現状認識の中で出すわけやろ、予算を。前なら当初に枠だけ決めておいて、3カ年で、ほんで手挙げてきたもんに対して抽選か何かでやりますという制度でやとったわけやろ。今回の場合は違うやろ、そうすると。もう一旦、それは19件で終わって、新たにやる。新たに設けるという話やろ。

田中環境部長

結局、言葉の遊びになってしまうという意味は当然ないんですけども、私どもはこの当初予算の事業を粛々とやったと。ところが、過去に比べてそういった潜在需要といいますか、需要はすごくあるという情勢というのがわかったと。つきましては、こういった情勢を見た上で、それと、これまでも申しましたように、今がちょうどこういった気運が盛り上がるときですので、何か施策を打てないかという中で、追加募集をしようということで、追加をさせていただくと。ただ、そのときに、これから例えば前、手を挙げた方々は除くというのは公平性といいますか、その点からもいかがかということで、前の漏れた方も当然また改めて手を挙げていただいても結構ですし、今回の追加募集を機にそういったインセンティブとなって、新たにやってみようかという方が出てきたときにも、そうい

った方にも対応できるという中で、ともかく追加募集をしたいと。ただ、その件数につきましては、諸般のいろいろな情勢の中で、現状につきましては3450万円、件数は私どもの想定で言いますと15件ということがこれからの、あと、これは1月以降に手続が開始されますので、そういったことも勘案した結果、結局この金額が適当であろうということで、こういった補正に相なったということでございます。

諸岡 覚委員長

さっき一番最初の説明で、余りにも多かったので、例年だと大体一緒くらいかとなんかの数字になったのがことし、余りにも少ないのでというのが考え方の発端にあるということだけでも、そうすると、今回、60分の19だったので再度やりますと。この三千何がお金で再度やったら十四、五件はできるわけですね。でも、また60件来たら、60分の十四、五件だから、これは延々続いていくわけですか。いっぱい、いっぱいになるまで、60分の五十四、五になるまで延々と続いていくんですか、その発想だと。

田中環境部長

私どもは、これは、根幹にある目的というのは温暖化対策、CO₂削減という中で、600tを再生可能エネルギー部門で削減したいという最終目標がございます。その中で、その目的を達成するための非常にこれは有効な手段ですので、私ども環境部の思いとしては、その目標達成が確実になるまで、この事業は継続していきたいという思いはございます。

川村幸康委員

だから、言うておるのは、そうかたくなにならんと、よう聞いてな。60件来たもんで、19しかなかったで、これはちょっとまずいなということで、今回、もう一遍、再度やり直そうとリセットしとるわけや。その中で今度やるのは41件わかっとるわけやん。41件漏れたんは、手挙げてきておったんやで、やりたいで。だから、当初予算のように、事前に枠決めてこうやってやっとなと違くて、手を挙げてきとるということで、漏れたところわかっとる中で、その年度内にもう一遍、募集をかけるんであればな、考え方やど。41件分はとって当然やないかというものが俺の考え方なんや。

それで、初めからみんなに、導入促進やで、限られた予算やで、挙げてきたところ全部にやれりゃええけど、そうは無理やと。予算の壁があんでな。そやけど、今年度は特殊事

情が二つ、三つ重なって、特に買い取り制度のぎりぎりタイムリミットつうことできたんやということを考えると、せめて予見できておる41件の担保は次の再度募集のときの考え方にあってさえんと違うかなと思うんや。そこが役人の人が考える15件ぐらいでええという発想がな。

来年度以降、それは頑張っやろうと思っても、四日市市がもう来やん額やでな、買い取り制度の状況は変わってしまうということはわかつとるわけやろ。そこをどうやって考えるかやさ。買い取り制度やで、来たもん全部入れたれとは、俺は言うてへんわけや。けど、あなたらもそこまでなったんやったら、15件ぐらいふやさなあかんぐらいになったんやったら、40件分ぐらいは担保してやってもええんと違うんかなと思うておるのや。それが20億円、30億円やったら別やで、極端なこと言うてな。だから、考え方のもとになってるところがご都合主義やで、自分らの。ちゃんとそれなら60件分ぐらい担保してやってもええんと違う。逆に言うと、3450万円の15件分を担保するという根拠も何もないやろ、そこには。

諸岡 党委員長

さっきからちょっと川村委員のご発言が続いておりますけれども。

川村幸康委員

はい。わかりました。

諸岡 党委員長

川村委員は川村委員の立場で、もっとふやしたらどうだというご意見もありますけれども、実は私、個人的には19件でとめておいてもええやないかと個人的には思ってます。1回、ほかの委員の皆さんのご意見を聞きたいんです。1回、川村委員は休んでいただいて、ちょっとほかの委員の皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、ご意見ある方、お願いいたします。

竹野兼主委員

今話を聞いていて、川村委員の言う意見はごもっともやなと僕は思います。その中で、今言う3450万円という金額というのは、今言われるみたいに根拠がない。例えば来年度も

5500万円の予算があって、一応次年度にはまた考えてくる。だから、前倒しの考え方というのひょっとしたらあるのかなというような思いもあるし、それから、去年の部分で言えば、予算があって、申し込んだ中の捨てられた部分のところもあって、大体何%ぐらいの件数、申し込みのところのパーセンテージがどうかと、数字が普通に上がってきますね。それに近い数字の予算という部分でやってもいいのであれば、根拠が示せるのかなと思いますし、それと、その前に川村委員が言われてた、新規事業になるやないかと。そのところは環境部じゃなくて、財政経営部の方が1回来て、ちゃんとその部分はどうなんやという説明もしてもらおう必要があるのかなと思って聞いているんですけど。

諸岡 覚委員長

新規事業なのか、継続事業なのか。

竹野兼主委員

そのところはちょっと言葉遊びになるけれどと言われましたけど、川村委員や、僕も聞いてて、今回の補正予算という見方がこの形で進んでいくのかどうかというのはちょっとわかりにくいところがあるので、これは一度、委員長にお願いなんですけど、そういうことで、確認はするのであれば当然、財政経営部の方に話を持って行って確認したことなので、財政経営部の考え方をきちんと示してもらって、その中で納得してこの話を聞いていくべきなのかなと思ってます。

以上です。

諸岡 覚委員長

承ります。ちょっと検討しますが、もうちょっとしたら休憩に入って、その間に調整をしたいと思いますが、その前に、もう少し皆さんのご意見を伺っておきたいと思いますが、どなたか。いっぱいいらっしゃいますね。では、一番最初に手を挙げた伊藤嗣也委員。簡潔に。

伊藤嗣也委員

基本的に川村委員と……。

諸岡 党委員長

簡潔に。

伊藤嗣也委員

はい。竹野委員と同じなんですけど、こんな厳しい社会情勢の中、中小企業が設備投資をしようと、それは目的がはっきりしとる。したがって、これを酌んであげたいという思いがあります。したがって、チョイスするのではなくて、川村委員がおっしゃったように、きちんと申し込んだところには出す。

それから、竹野委員のように、はっきりここは継続なのか、新規なのかさせるべきだと思いますので、私の意見としては以上でございます。

村上悦夫委員

補正予算で上げてきとるんやで、要は、状況は、締めて、あと、まだこの需要があると。しかも駆け込み需要という特殊な事情があるので、これぐらいの予算を再度補正で組んでほしいというような流れだけでもええような気がするんですけど、僕としては。

諸岡 党委員長

というと、今のままでいい。

村上悦夫委員

今のままで、補正で上げてきて、事業を新規事業として考えずに、いろいろ事業費の中で、この部分が非常に特殊な事情というか、駆け込み事情、期限が迫ってきとるという、そういう流れの中で、CO₂の削減にも寄与できる、経済効果も出てくるという観点で、早急に補正を上げた理由として、恐らくそんな考え方があったんじゃないかなと。これ、財政経営部との協議が十分でないで、不確定な答弁が多過ぎるけど、本来はこれで認めて出しとるということは、補正やるに。だから、あくまでも今まで施行してきた5500万円の枠は超えちゃったけども、改めてこの制度を利用して、年度末に向かって補正予算を上げたい。需要もあるという裏づけがあるから、こういう補正、わずかな間に解決していくという流れをとってきたんじゃないかなという気がするんです。

諸岡 覚委員長

わかりました。

竹野兼主委員

村上委員が今言う、原課としては、例えば41件、もしそのまま丸々とした場合に、その申請とか、時間、タイムスケジュール的に例えば無理やとかいう状況はあるのか、ないのかというのはあるんですか。今、補正の部分のところで、その件数のところの部分があると、村上委員が言われるのはもっともやなと思うところもあるんですけども、そこのところには、例えば件数がふえてしまえば、もうとても書類上無理やという状況なのか、それとも、そうじゃないよと。そこだけ、1点だけ教えてください。

市川次長兼環境保全課長

今回の申請の中には、例えばボイラーの更新とか、太陽光についても、発電するのが大きな例えば50kwです。大きな設備投資の方もいますので、そのような方は、一つの残りの例えば1月、1カ月募集期間を設けて、2月からの2カ月では間に合わない可能性はございます。

杉浦 貴委員

村上さんとほとんど一緒なんですけど、これは形を見るとどっちやという、新規かみたいな話やけど、これは明らかに僕は補正やろとやっぱり。いっぱいになったもので財政経営部と話をして、そのふやした金額というのを不十分ではあるんやけれども、かというて、もう本当に出てきたやつ全部見てしまえと、がばっと、それで、また新しいのが出てきても、もうちょっとやるかみたいな話というのもちょっと荒っぽい感じもするし、その話の中で、財政経営部との話の中で補正で、金額としてはこれぐらいでどうだろうかというように出てきているというふうに推測できるので、ちょっと弱いかもわからへんけども、意見としては、僕は、これはこのままでいいんじゃないかと思います。

諸岡 覚委員長

はい。三平委員、さっき手を挙げてられていましたね。

三平一良委員

選ばれた19件というのはどうやって選んだのかということと、もれた41件というのは、その事業やめたのか。今どんな状況なのかということ。

諸岡 覚委員長

19件は抽選と言われましたね、さっき。

市川次長兼環境保全課長

19件については抽選でございます。ちょっと、あと、思っておりますのは、ただ、抽選も20件以降、順番をつけまして、例えば上が予算とか、執行のときに差額が出ますね。そうすると下へ回すということにしておりますと、ある程度差額が出ましたという問い合わせがありますので。

三平一良委員

だから、新しく出すというても、漏れた人が応募してくるという可能性は大きいわけだ。

市川次長兼環境保全課長

可能性としては大きいと思います。

諸岡 覚委員長

そうしましたら、ちょっと流れなんですけれども、今からちょっと休憩に入らせていただくんですけれども、先ほど来から、何人かの方から懸案をいただいております。これが果たしていわゆる継続事業としての補正予算なのか、あるいは新規事業なのかちょっと定かじゃないんじゃないかというご指摘もありますので、それについてはきちり説明ができる方、財政経営部の方からどなたか、再開後にお越しをいただきまして説明をいただくと。

その後、そこで新規事業だと言われてしまうとまた混乱をするんですけれども、ちょっとそれはわかりませんが、もし問題なく補正予算ですということであれば、一旦、採決をとらせていただいて、増額すべきだというのであれば、委員会の多数であれば、それが否決をしていただいた上で、また増額に対する議論をしていけばよいと思いますので、そん

な流れで再開後、進めさせていただきます。

休憩をちょっと調整させてもらうよう20分ほどいただきます。35分再開にします。

14 : 17 休憩

14 : 36 再開

諸岡 覚委員長

それでは、再開いたします。

先ほどの財政経営部をお呼びして云々ということだったんですけど、今、財政経営部の方がちょっと総務常任委員会の方に張りつけになっておりまして、もう少し時間がかかると、時間はちょっと未定ということでした。

皆さんにご了解をいただきたいんですけども、この議案第94号に関しましては、一旦審議を留保させていただきまして、あす、再び審議を再開させていただくということでご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

そうしたら、あす、財政経営部さんに入っていていただいて審議を再開いたします。

川村幸康委員

一旦これを終わって、19件でこの制度の当初予算の枠は。それで新たにもう一遍、再度募集をかけるんやね、この3450万円も。もう一遍オープンに。そういうことね。

村上悦夫委員

要は、60件、申し込みがあった。19件はくじで当たった。あと41件に対しての補正予算やと僕は思うてます。あくまでも……。

諸岡 覚委員長

いや、違います、違います。新たに。

村上悦夫委員

新たに。

(「し直す」と呼ぶ者あり。)

諸岡 覚委員長

その辺の議論はまたあす、時間をとりますので、一旦、きょうは。

川村幸康委員

会派で議論して……。

諸岡 覚委員長

一旦きょうはこの議論、閉じさせていただきまして、留保とさせていただきます。

14 : 38 閉議

14 : 38 再開

〔常任委員会〕

諸岡 覚委員長

続きまして、付託議案に入ってまいります。

議案第107号 四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の
制定について

諸岡 覚委員長

議案第107号四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

理事者入れかえですね。ごめんなさい。理事者、一回、入れかえてください。

よろしいですか。

では、ご説明をお願いいたします。

田中廃棄物対策室長

続きまして、四日市市の一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてということで、お手元の資料でございますが、都市・環境常任委員会資料のこの条例の方をちょっと開いていただけないでしょうか。

諸岡 覚委員長

続けてください。

田中廃棄物対策室長

それでは、議案第107号四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてでございます。議案につきましては、その2のP163ページ、提出議案参考資料は5ページになりますが、これは全部、こちらの方でまとめて説明できるようにしておりますので、こちらでさせていただきたいと思います。

こちらの制定経緯でございますが、午前中の下水道の方でも上下水道局もあったかとは思いますが、そちらの廃棄物の処理施設版というふうにご理解いただければと思います。

こちらの地域の自主性、自立性を云々というような法律でございますが、従来は、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律というようなものの中で、こういった廃棄物の処理施設でございますが、そちらに技術管理者を置くこととなっております。そして、その技術管理者はこういった要件を満たしていなければならないというものが定められておったわけでございます。そうした中で、例えば市内でございますけれども、今の施設としますと、小さいのから大きいまでございますが、産業廃棄物で約84件、一般廃棄物で11件と、そういった民間の施設がございまして、約95件と。その中で、それとは別に四日市市が持っている施設、北部清掃工場、それから南部埋立処分場というのがございます。

今回のこの議案でございますけれども、四日市市が設置するということでございますので、北部清掃工場、それから南部埋立処分場、ここに置く技術管理者、いわゆる自分のと

ころが設置する資格はこうでなければならぬというようなことを定めた条例でございます。

こちらにつきましてですが、市町村が設置すると。先ほど申し上げましたとおりでございますが、これも法令の方で、今までの基準を参酌というような言葉で条例で定めるというようなことでございます。参酌という言葉でございますが、地域の実情なんかに応じて異なる内容を定めることが許容ということでございます。許容できるものがあればしてもいいけれどもというようなことでございます。

こちらの法の枠組みでございますが、1枚ページをめくっていただきますと、この法の流れを書かせていただきました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項と、こちらに技術管理者の資格というのが定めて、こちらは参酌すると。市が設置するものは参酌すべきというような基準の条例が書いてございます。

その内容につきましては、省令第17条の基準を参酌し、本市の基準とするということでございます。この条例予定と。こういった法の枠組みが書いてあるのでございます。

もう一度、1ページへ戻っていただきたいと思います。こちらの制定内容で、どのような中身かということでございますけれども、本市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者でございますけれども、こちらについて、どんな仕事をするのだからという話でございますが、施設の維持管理とか、運転管理、そういった内容でございますが、それらを監督する者ということでございます。こういった者がふさわしいのかというようなことでございます。

現在の省令、平成12年に改正になっておりまして、私どももそれにのっかって、これで12年ですか、やってきたわけでございますけれども、そういった内容について、今まで支障なく運転できているということ、それから、あと、民間が先ほど申しました95件というのはいまだに政令で基づいて運転されていると。そういったことも勘案しますと、従来どおりでございますけれども、技術上のいわば実務経験と、それから学歴等から来る知識、そういった総合判断の現在の方式が妥当ではないかと考えまして、基本的な省令で定める基準と同じというような形で条例を定めております。

その内容につきましてですが、説明させていただくと、3ページの方をちょっと見ていただきたいと思います。こちらに技術管理者の資格、現在の省令の内容等と私どもがそのまま持ってきた内容が書いてございます。少し聞きなれない用語が出てまいりますので、

簡単に説明しますと、最初の技術士でございます。こちらの資格を持っておる者について、特に化学とか、上下水道とか、衛生工学という部門がありますが、全部で21部門のうちこの三つあるわけなんですけど、この三つについては実務経験は要りませんというようなことでございます。

それから、上記以外の部門について持っておられる方の場合には1年以上ということですよ。この技術士という資格なんですけれども、技術士法というものがございまして、いわゆる技術コンサルです。コンサルティングに勤める。そういった方の能力を認定する制度で、文部科学省の登録される試験でございます。かなり難しい試験でございます。簡単に申し上げますと、1次試験で4科目、6時間の試験を受けていただきまして、合格すると実務経験、さらに4年としていただいて、4科目、11時間の試験とか、口頭試験とか、論文、そういったものがございまして、合格率14.3%というようなことございまして、かなり狭き門の資格です。こういったものを持っている方は技術士でございます。

それから、次に環境衛生指導員ということでございます。こちらは主に県等になるわけでございますけれども、廃棄物の処理施設の許認可とか、立ち会いというのがあるわけなんですけれども、そういったものに実務、そういったものを取り扱う者が廃棄物の環境衛生指導員というものになるわけでございます。そういった仕事をした者については、2年以上実務経験を持った者であれば技術管理者になれるということですが、この環境衛生指導員ですが、このすぐ下の欄に大学で理学、薬学、工学、または農学の課程等を修めた者、こういった者が環境衛生指導員になれるということ。それから、実際に立ち入り指導を3年にわたってやった者が環境衛生指導員になれるといったものでございます。

以下、短期大学、高等専門学校、高等学校それから、午前中でもちょっと議論があったと思いますけれども、中等教育学校で土木科等というようなことでございます。

内容については午前中で議論があったと思いますので、ちょっと省略させていただきますが、そういったものの学歴等、履修等された方にとってはこの実務経験をそれぞれで持合わせた者ということになります。

それから、もう一つ、それ以外の者については、10年以上ということになるわけございまして、いわゆる高校を卒業したとか、例えば大学でも文系だったというような者になりますと7年以上というようなところになるわけでございます。

それから、次に廃棄物処理施設技術管理士というのがございます。こちらについては、一般財団法人日本環境衛生センター、いわゆる環境省のお墨付きの資格の試験がございま

す。そちらの方に合格した者については、実務経験は不要とするというようなことで、これも平成12年の国からの通達が出て認められたものでございますけれども、そういったものも、この中に織り込んだ形で運用してまいりたいなと考えておるところでございます。

今現在、四日市はどうしているんだというような話になってくるわけですが、基本的には実務経験です。そういったものは当然大事なんです、直接的な勉強をしていただいて知識を持っていただくというのも重要だというような考え方を持っておりまして、南部埋立処分場、北部清掃工場いずれも経験年数、それから廃棄物処理施設技術管理士の講習を受けていただいて、試験を突破した者、そういった者を配置するというような形になっておりまして、南部埋立処分場で2名、それから、北部清掃工場で4名と、いわゆる班長クラスの方、そういったものをこういった十分な資格を持った者として運用して、民間の施設の模範にならないかというようなところがございまして、複数配置する形で現在は運用しているというところがございます。

そして、続きまして、4ページ、5ページ、6ページに、この各法律と条例の案文を参照できるような形にはさせていただきました。

それで、5ページ、6ページの方をちょっと開けておいていただきたいんですけども、その中で少し変わっている点だけをかいつまんでご説明申し上げます。

例えば5ページの方の口ですが、「学校教育法に基づく大学、短期大学を除く八において同じ」というのが右から2番目の方に書いてありますが、その後、「又は旧大学令に基づく大学」というようなことが書いてございますが、この旧大学令、例えばこの後でも旧専門学校令、それから、旧中等学校令と出てまいりますが、1947年の学制改革で消えてなくなった制度ということでございますので、その方は今実際、80歳以上になっているというようなことになってしまいますと、こういった方を置くというのは実際に現実的に考えたいというようなことでございますので、私どもの条例の方からその部分は削除させていただいているというようなことでございます。

それから、一番最後の7ページをちょっと開けていただきたいんですけども、左から2番目のところの省令にある「前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」という条項がございます。そちらに対応する私どもの条文としましては右側の一番端の(11)番、「市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者」というような形で対応させた条文がございます。こちらにつきましては、平成10年の政令でも、こういった同等以上の知識、技能を有すると認められる者は何だというよ

うなことで、先ほど申し上げました廃棄物処理施設技術管理士というようなことになっておるわけでごさいます、そちらの部分の運用につきましては引き続き廃棄物処理施設技術管理士を充てていきたい。そのように考えておるところでごさいます。

また、すいません、1ページに戻っていただきまして、以下のような条文ということで、省令と基本的には同じような形で今後も運用していきたいと思いますが、こうした、これで今回、条例に委ねられたというようなことでごさいますので、今後いろいろな変化があつて、例えば見直しとか、そういったタイミングも、私どもの方で判断できるのかなというふうには考えておるところでごさいます。また、今回、基本的に省令で定めて、従来どおりと考えておりますが、そういった機会があれば、またこういった議会の場で諮っていただけることになるのかなと考えておるところです。

そして、3点目でごさいます。施行期日ですが、平成25年4月1日から、これを施行してまいりたいと考えております。ちょっと先ほど申し上げましたが、もう既にこの基準で複数の人間を対応できるように確保してごさいますので、これに基づいて、私どもが困るとか、そういったものはなく、従来どおりやっていると、そのように思っているところでごさいます。

説明は以上です。

諸岡 覚委員長

説明はお聞き及びのとおりでごさいます。

ご質疑ごさいます方はお願いいたします。

川村幸康委員

上下水道局よりはきちんとやっておったんかなと思うところがあつて、塚田さんは認めたいよ。参酌で検討する時間がなかったで、とりあえず通してくれて。上下水道局に教えたつたらええかなと思うたんが一つと、もう一個は、4月1日やと別に11月やなくて、2月でもよかったんかなと思うけど、間に合わんだ。このタイミングというのはどうということなの。いつもよう2月が多いやんか。

田中廃棄物対策室長

こちらのタイミングなんですけれども、ある程度の準備期間というものも考えてまして、

法が3月31日まで従来の政令が生き残っているということで、4月1日から空白があくというようなことも考えまして4月1日にさせていただいたと。この11月定例議会に持ってこさせてもらったのは、ちょっと他市の動向も十分見たいなというようなこともあって、今回、させていただいたという経緯でございます。

川村幸康委員

例えばこれが1月1日とか、そんなのはできやんのか、法的に。いや、4月1日というのが年度初めやでというのはようわかるのやけど、どういうことなかな。

田中廃棄物対策室長

法的に申し上げれば、例えば1月に議会でお認めいただければ、すぐ施行はできるということはございますが、やはり年度の人のことも、人についてくる、回るということも考えて、4月1日とさせていただいたというところでございます。

川村幸康委員

これは参考までに聞きたいんだが、1月1日のやつと4月1日とあるやん、時々、条例をな。その考え方というのは何から来るの。何で言っとるの、あれ。前々から、1月1日施行日にする条例と4月1日の施行ってあるやろ、二つ。

田中廃棄物対策室長

そうです。例えば税等ですと、課税年度が1月1日からスタートするとそちらになりますし、一般的にこうした人絡みとか、何かになりますと比較的、年度の4月1日というのが多かろうと思っております。

川村幸康委員

わかりました。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長
質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
討論は。

(なし)

諸岡 覚委員長
なしと認めます。
採決に移ります。
議案第107号四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、本件を可決とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長
異議なしと認め、本件は可決と決めます。

[以上の経過により、議案第107号 四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

14 : 54 閉議